旭市国土強靱化地域計画骨子

平成 27 年 1 月

旭　　市

目　次

第１章　地域計画の基本的考え方　・　・・・・・・・・・・・・・・・　1

第２章　国土強靱化の推進目標　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　4

第３章　脆弱性の評価の実施　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　5

第４章　脆弱性評価結果　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　8

第５章　プログラム・施策分野の推進方針　・・・・・・・・・・・・　9

第６章　プログラム推進と重点化　・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16

第７章　各プログラムの推進計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18

第８章　計画の進捗管理と不断の見直し・・・・・・・・・・・・・・・ 18

（別紙１）プログラムごとの脆弱性評価結果・・・・・・・・・・・・ 19

（別紙２）施策分野ごとの脆弱性評価結果・・・・・・・・・・・・・ 33

（別紙３）各プログラムの推進方針・・・・・・・・・・・・・・・・・ 39

第１章　地域計画の基本的考え方

１　国土強靱化の理念

平成 23 年 3 月 11 日、宮城県三陸沖で発生したマグニチュード 9.0 の『東北地方太平洋沖地震』とそれに伴って発生した津波やその後の余震等によって引き起こされた『東日本大震災』は、東日本の沿岸部を中心に未曾有の被害をもたらしました。

この震災により、市内でも 14 名もの尊い命が奪われたほか、未だに 2 名の方が行方不明となっています。

また、大型台風、洪水、土砂災害などに加え、海岸線が長く続き平坦な地形である本市は、その地形や気象の特性ゆえに、津波、高潮、海岸浸食等、これまで数多くの様々な災害を経験してきました。

東日本大震災の甚大な被害を経験し、早期の復旧と創造的な復興を進める本市にとって、この震災の教訓を後世に伝え、二度と同じ過ちを繰り返さないためには、「事後対策」の繰り返しを避け、大規模自然災害等の様々な危機を直視して、平時から大規模自然災害等に対する備えを行う地域づくりを推進することが重要です。

そして、この地域づくりを通じて、危機に翻弄されることなく危機に打ち勝ち、その帰結として、時々の次世代を担う若者たちが将来に明るい夢と希望を持ち、更なる市民生活の発展を遂げるための環境を獲得する必要があります。

このため、本市における国土強靱化は、いかなる自然災害等が発生しても、

⑴ 人命の保護が最大限図られること
⑵ 市及び地域の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
⑶ 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
⑷ 迅速な復旧復興

を基本目標として、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な国土・地域・経済社会の構築に向けた「国土強靱化」（ナショナル・レジリエンス）を推進するものとします。

２　基本的な方針等

自然災害の多い我が国では過去幾多の災害を経験し、その都度得た教訓を生かしながら先人たちの知恵と工夫による様々な災害対策が図られてきました。

東日本大震災では、千年に一度とも言われる未曾有の津波被害を経験し、多くの尊い命を失ったことから、今後は、二度と同じような被害を出してはいけないという強い決意を持って対策に取り組まなければなりません。

このように、過去の災害から得られた経験を最大限活用し、以下の方針に基づき本市の国土強靱化を推進します。

〇国土強靱化の取組姿勢

・強靱性を損なう本質的原因をあらゆる側面から検証しつつ取り組みに当たります。
・短期的な視点によらず、長期的な視野を持って取り組みます。
・地域の多様性の再構築、地域間の連携強化、災害に強い地域づくりを進めることにより、地域の活力を高め、「自律・分散・協調」型国土の形成につなげていく視点を持ちます。

〇適切な施策の組み合わせ

・度重なる自然の猛威から、市民の命を守り被害を最小限に抑えるためには、本市の特性に合ったハードの整備とそれだけに頼らないソフトの対策を組み合わせた「減災」という考え方が今まで以上に必要となります。
・非常時に防災・減災等の効果を発揮することはもちろん、平時においても有効に活用される対策となるよう工夫することが重要です。

〇効率的な施策の推進

・人口減少等に起因する市民の需要の変化及び社会資本の老朽化等を踏まえた施設の統廃合を進めるとともに、財政資金の効率的な使用による施策の持続的な実施に配慮して施策の重点化を図ります。
・既存の社会資本の有効活用や、効率的かつ効果的な施設管理等により、費用を削減しつつ効率的に施策を推進します。
・地域の特性に応じて、自然との共生、環境との調和及び景観の維持に配慮することが重要です。

３　旭市が担う国土強靱化の役割

〇東日本大震災の被災経験による様々な教訓を生かした地域の強靱性の発揮

東日本大震災を経験した旭市は、様々な教訓を基に「旭市復興計画」に基づくハードとソフトを組み合わせた災害に強い地域づくりを推進してきました。

今後いつ起こるかわからない、いかなる大規模災害においても、事前防災の徹底と行政、民間の連携による強靱な地域づくりを継続します。

〇旭中央病院が担う、千葉県北東部の災害拠点病院としての機能

診療圏人口 100 万人を擁する旭中央病院は、災害時における本市の拠点病院であることはもちろん、広域災害時における千葉県北東部及び茨城県南東部の重症患者に対し高度医療を提供していきます。 また、平時においても地域医療の中核を担い続けることが出来る体制作りが重要です。

〇首都圏への食料供給機能の維持

農業産出額が千葉県内第 1 位で全国でも有数の農産物の産地である本市は、平時はもちろん、有事でも首都圏に向けた食料供給機能を維持しなければなりません。強靱な生産体制の確立はもとより、いかなる災害においても途切れることのない食料供給体制の強靱化に努めます。

４　計画の位置づけ

地域計画は国土強靱化の観点から、本市における様々な分野の計画等の指針となるものであり、国における国土強靱化基本計画と同様に、いわゆる「アンブレラ計画」としての性格を有するものです。

総合計画をはじめとする本市の各種計画は、この地域計画が手引きとなり、国土強靱化の観点から必要な見直しを行い、これらを通じて必要な施策を具体化するものとします。

また、計画期間は特に定めず、進捗管理（PDCA サイクル）を行う中で、必要に応じて修正できるものとします。

第２章　国土強靭化の推進目標

本市における強靭化を推進する上での目標を次のように定めます。

１　基本目標

いかなる自然災害等が発生しようとも、

(1)　人命の保護が最大限図られること

(2)　市及び地域の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること

(3)　市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化

(4)　迅速な復旧復興

２　事前に備えるべき目標

ア　大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

イ　大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）

ウ　大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する

エ　大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する

オ　大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーン*1 を含む）を機能不全に陥らせない

カ　大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

キ　制御不能な二次災害を発生させない

ク　大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

【用語解説】＊1 サプライチェーン　個々の企業の役割分担にかかわらず、原料の段階から製品やサービスが消費者の手に届くまでの全プロセスの繋がり。

第３章　脆弱性の評価の実施

平成 26 年 6 月 3 日に内閣官房国土強靱化推進室で策定された「国土強靱化地域計画策定ガイドライン」に基づき、次の枠組み及び手順により脆弱性評価を行いました。

１　想定するリスク

予想される大規模自然災害全般に対する評価を行うものとし、具体的には以下の自然災害を想定するものとします。

※本市における脅威と感じている自然災害

首都直下地震、南海トラフ地震、千葉県東方沖地震、津波、液状化、土砂災害、竜巻、台風等による風水害（暴風、高潮、豪雨等）

２　施策分野

脆弱性評価は、国土強靱化に関する施策の分野ごとに行うこととし、以下に掲げる個別施策分野 6 つ、横断的施策分野 3 つの施策分野とします。

(1)個別施策分野

ア　道路・交通・防災・消防

イ　環境・上下水道・公園・住宅

ウ　健康・医療・福祉

エ　教育・スポーツ・文化

オ　産業・雇用

カ　協働・交流・行政機能

(2)横断的施策分野

キ　老朽化対策

ク　少子高齢化対策

ケ　地域振興

３　起きてはならない最悪の事態

「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」は本市の地域特性を踏まえ、以下に掲げる 28 のリスクシナリオとします。

(1)　地震による建物倒壊や火災発生による多数の死傷者の発生

(2)　広域にわたる大規模津波の発生及び河川等開口部からの津波流入による多数の死者の発生

(3)　異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水

(4)　大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生

(5)　情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
(6)　避難路における通行不能
(7)　被災地域での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
(8)　想定を超える大量かつ長期の避難者への水･食料等の供給不足
(9)　旭中央病院の医療機能の麻痺
(10)　被災地域における疫病・感染症等の大規模発生
(11)　信号機の全面停止等による重大交通事故の多発
(12)　市役所本庁舎の倒壊等による災害対策機能の停止、行政機能の大幅な低下
(13)　電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止
(14)　防災無線等情報伝達の中断等により災害情報が伝達できない事態
(15)　サプライチェーンの寸断等による企業等の生産力低下による地域間競争力の低下
(16)　主要幹線道路や鉄道が分断する等、基幹的交通ネットワークの機能停止
(17)　食料等の安定供給の停滞
(18)　上水道等の長期間にわたる供給停止
(19)　汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
(20)　地域交通ネットワークが分断する事態
(21)　市街地での大規模火災の発生
(22)　沿線･沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺
(23)　防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生
(24)　風評被害等による市内経済等への甚大な影響
(25)　大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
(26)　道路啓開等の復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧･復興が大幅に遅れる事態
(27)　地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
(28)　広域地盤沈下、液状化等による広域･長期にわたる浸水被害の発生により復旧･復興が大幅に遅れる事態

4　評価の実施手順

まず、「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を回避するための取り組み（以下「プログラム」という。）を施策分野ごとに現状整理し、進捗状況を把握しました。その上で、影響度の大きさ、緊急度、現行の取り組みの達成度などを踏まえ、リスクシナリオごとに脆弱性を総合的に分析・評価しました。また、中長期的視点も取り入れながら、施策分野ごとに現行施策の脆弱性の分析・評価を行いました。

個別施策ごとの課題分析にあたっては、できる限り個別施策の進捗状況を定量的に把握するため、重要業績指標（KPI）等の具体的な数値指標を設定しました。

参考

プログラムにより回避すべき起きてはならない最悪の事態（28項目パターン）

STEP 1.2

基本目標	事前に備えるべき目標		プログラムにより回避すべき起きてはならない最悪の事態	
Ⅰ．人命の保護が最大限図られる Ⅱ．市及び地域の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される Ⅲ．市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化 Ⅳ．迅速な復旧復興	1	大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる	1-1	地震による建物倒壊や火災発生による多数の死傷者の発生
			1-2	広域にわたる大規模津波の発生及び河川等開口部からの津波流入による多数の死者の発生
			1-3	異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水
			1-4	大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生
			1-5	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
			1-6	避難路における通行不能
	2	大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）	2-1	被災地域での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
			2-2	想定を超える大量かつ長期の避難者への水･食料等の供給不足
			2-3	旭中央病院の医療機能の麻痺
			2-4	被災地域における疫病・感染症等の大規模発生
	3	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	信号機の全面停止等による重大交通事故の多発
			3-2	市役所本庁舎の倒壊等による災害対策機能の停止、行政機能の大幅な低下
	4	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する	4-1	電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止
			4-2	防災無線等情報伝達の中断等により災害情報が伝達できない事態
	5	大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断等による企業等の生産力低下による地域間競争力の低下
			5-2	主要幹線道路や鉄道が分断する等、基幹的交通ネットワークの機能停止
			5-3	食料等の安定供給の停滞
	6	大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	6-1	上水道等の長期間にわたる供給停止
			6-2	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
			6-3	地域交通ネットワークが分断する事態
	7	制御不能な二次災害を発生させない	7-1	市街地での大規模火災の発生
			7-2	沿線･沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺
			7-3	防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生
			7-4	風評被害等による市内経済等への甚大な影響
	8	大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
			8-2	道路啓開等の復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧･復興が大幅に遅れる事態
			8-3	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
			8-4	広域地盤沈下、液状化等による広域･長期にわたる浸水被害の発生により復旧･復興が大幅に遅れる事態

第４章　脆弱性評価結果

平成26年10月時点で行ったプログラムごとの脆弱性評価の結果及び評価に当たって参照した重要業績指標（KPI）は、別紙 1,2 のとおりであり、この評価結果を踏まえた脆弱性評価結果のポイントは以下のとおりです。

１　ハード整備とソフト対策の適切な組み合わせと施策の重点化

自然の猛威から市民の命を守り、被害を最小限に抑えるために、津波防護施設や海岸減災林の整備などのハードによる対策と、避難訓練や防災教育などのソフトによる対策を組み合わせ、複合的な防災対策を進めています。

今後、この取り組みを着実なものとし、できるだけ早期に高水準なものにするためには、長期的な視野のもとで施策の重点化を図りつつ、ハード整備とソフト対策を適切に組み合わせ計画的に推進していく必要があります。

２　地域の特質を踏まえた施策の推進

国土強靱化に寄与すべき旭市の特質としては、

(1) 東日本大震災の被災経験による様々な教訓を生かした地域の強靱性の発揮

(2) 旭中央病院が担う、千葉県北東部の災害拠点病院としての機能

(3) 首都圏への食料供給機能の維持

が挙げられ、これらは旭市の強靱な地域や経済社会システムを構築する上でも欠くことができません。

国土強靱化を推進するためには、従来から市が持つ特質や強みを活かし、あらゆるリスクに対して途切れることなくその強みを生かせてこそ、市の強靱化に資するとの考えから、この３点を特に重要視して施策を構築していく必要があります。

３　横断的な取り組みと関係機関・民間等との連携

国土強靱化への取り組みは多岐に渡り、従来の行政の枠組みでは対応が困難なことから、複数の部局により横断的な取り組みを推進することが重要です。

また、国県等の関係機関と十分な連携と情報共有を行うとともに、民間事業者や市民と連携・協力しながら強靱化の取り組みの輪を広げていくことも重要です。

第５章　プログラム・施策分野の推進方針

第３章で実施した脆弱性評価の結果を踏まえたプログラムごとの推進方針を別紙３で示すとおりとし、施策分野ごとの推進方針は次のとおりとします。

○施策分野の推進方針

1. 個別施策分野

(1) 道路・交通・防災・消防

（道路）

・市と首都圏を結ぶ交通インフラの分断は、災害時の緊急輸送、生活の維持、地域経済など様々な分野に多大な影響を及ぼすことから、複数の代替輸送ルートを国県市の関係部署が連携して早期に確保する。また、基幹災害拠点病院である旭中央病院への医療圏全体を考慮した緊急輸送ネットワークの整備に努める。【建設課、その他関係課】

・沿道の建物の耐震化、建設業災害対策協力会との災害時応援協定、道路の震災対策や緊急輸送道路の耐震化、洪水・土砂災害・津波・高潮対策の実施、人材、資機材、通信基盤の強化などを着実に推進する。【建設課、総務課、その他関係課】

・津波被害の危険性が高い地域から、安全な高台や避難施設への避難を円滑に行うため、避難困難地域における避難道路の整備を早急に行う。【建設課】

（交通）

・鉄道の分断についても、代替機能の確保について検討するとともに鉄道事業者やバス事業者など関係機関との連携強化を図る。【企画政策課】

・停電による信号機の機能停止を要因とする交通事故を防止するため、停電時においても信号機の機能復旧を可能とする可搬型発動発電機の整備を促進する。【建設課】

（防災）

・平成 24 年 1 月に策定した旭市復興計画等に基づき、平成 27 年度までを集中復興期間とし震災対策と災害に強いまちづくりを推進する。また、ハードとソフトを組み合わせた効果的な対策を講じる。【全課】

・津波ハザードマップ、洪水・内水ハザードマップ、土砂災害ハザードマップ及び避難計画を活用した避難体制の確立と住民への周知徹底を図るとともに、指定緊急避難場所、指定避難所等の避難場所を確保し普段から住民への周知を図り、高齢者、子ども及び障害者等の災害時要援護者への配慮を行った避難所のあり方や対応について検討する。【総務課、その他関係課】

・地域防災計画の見直しや事業継続計画（BCP）の策定、各情報伝達体制の検証、自主防災組織の育成・充実・強化及び災害に対する定期的な避難訓練や防災教育を充実し、地域全体の防災力向上を図る。【総務課】

・避難の長期化に備え、適切な備蓄管理体制を維持する。また、地域防災計画に基づき、物資供給をはじめ医療、救急、救援など災害時の応急対策に必要な各分野において、近隣市町村等や民間事業者等と災害時応援協定を結び、平時からの連携を強化する。また、被災者や避難者の食料確保のため、長期間における食料供給体制を確立する。【総務課】

・東日本大震災における津波で特に被害が甚大であった河川開口部については、海岸堤防施設と切れ目の無い連続した防護対策を各施設管理者が連携して進める。【建設課】

（消防）

・大規模地震災害や火災から人命の保護を図るため常備消防の機能強化を図るとともに、平時から火災予防、被害軽減への取り組み及び広域的な連携体制の強化を推進する。また、通信基盤及び施設の堅牢化、高度化を図る。【消防】

(2) 環境・上下水道・公園・住宅

（環境）

・公共施設における太陽光発電など代替電力の普及を図るとともに、自家発電装置など非常時バックアップ体制の整備を推進する。また、企業や一般住宅においても、太陽光発電、住宅用燃料電池・蓄電池等の代替電力の普及を促進する。【環境課、その他関係課】

・災害廃棄物のストックヤードについては公共施設や市有地などを中心に予め選定・確保を進めていく。また、災害廃棄物の広域的な処理応援協定等を結ぶとともに、災害廃棄物処理計画の策定、廃棄物輸送手段や、人材の育成などの対応を検討する。【環境課、その他関係課】

・排水施設整備については、コストの縮減を図りながら、投資効果の高い箇所を重点的・集中的に整備する。また、排水系統を調査し道路計画や下水道計画などとの整合性を図りながら、市全域を対象とした総合的な排水施設整備計画を策定する。【建設課、下水道課】

（上下水道）

・上水道の耐震化を進めるとともに、旭市水道ビジョンに基づき、関連する用水供給事業と連携を図りながら適切な維持管理体制の確立を図る。また、適切な配水池容量の確保や広域的な応援体制を整備するとともに、雨水の利用、防災井戸の設置、飲料水の備蓄など代替性の確保について検討する。【水道課、総務課】

・下水道施設の耐震対策として、定期的な点検や緊急時の点検を充実するとともに、下水道事業継続計画（BCP）策定により着実な管理体制の強化を図る。また、農業集落排水については、機能診断を速やかに実施するとともに、これに基づく老朽化対策、耐震化を着実に実施する。さらに、代替性の確保、管理体制の強化、停電など緊急時の運転体制の強化等を図る。【下水道課、農水産課】

・浄化槽については、老朽化した単独浄化槽から災害に強い合併浄化槽への転換を促進する。【環境課】

（公園）

・旭文化の杜公園は、近隣市町村の大規模災害時における救援物資輸送の中継地など広域防災拠点として機能するよう、平時からの管理・活用を推進する。【都市整備課】

（住宅）

・住宅の倒壊による死傷者を出さないため、国庫補助などをより一層活用し、更なる住宅の耐震化率向上を図る。また、公営住宅について、居住者の生命の安全を確保するため定期的な点検を行うとともに、長期的な視点に立った適正な管理や更新を進める。【都市整備課、財政課】

(3) 健康・医療・福祉

（健康）

・感染症の発生・まん延を防ぐため、平時から予防接種等の市民の健康管理を促進するとともに、消毒、害虫駆除等の環境衛生管理など、感染防止処理体制の構築を図る。また、大規模災害時の避難所でのノロウイルスやインフルエンザ等の流行に備え、施設の消毒、避難者の健康チェック、手洗い、うがい、マスク着用の推奨など、対応体制を確立するとともに、啓発や関係用品等の備蓄を進める。【健康管理課、環境課、総務課、その他関係課】

・千葉県からの感染情報を基に必要に応じて市内関係機関へ情報提供を行うなど、関係行政機関や民間事業者等との協力体制を推進する。【健康管理課】

（医療）

・診療圏人口 100 万人を擁する旭中央病院は、災害時における旭市の拠点病院であることはもちろん、広域災害時における千葉県基幹災害拠点病院として千葉県北東部及び茨城県南東部の重症患者に対し高度医療を提供していく。 また、平時においてもこの地域の医療の中心として広域的な医療圏を担い続けることが出来る体制作りを推進する。【旭中央病院】

・大規模自然災害発生時において消防による現地活動と病院との連絡調整体制の確立や、関係機関間の情報共有化を図るとともに、平時から実災害を想定した災害対応訓練を近隣自治体や周辺医療機関との連携により実施する。【旭中央病院、消防、総務課】

・大規模自然災害に備え、旭中央病院来院者や入院患者及び医療提供を継続するための職員に対し、緊急時の飲食料、非常電源用の燃料等の確保及び調達手段の確立、医療ガス設備設置を進める。【旭中央病院、総務課】

・大規模災害や多傷病者が発生した事故などに備え、災害急性期に活動できる機動性を持った医療支援を行うため、DMAT（災害時に被災地に迅速に駆けつけ、救急医療を行うための専門的な訓練を受けた医療チーム）の充実・強化を図る。【旭中央病院】

・当地域における大規模災害時において、耐震化が未了の医療施設について、耐震化を着実に推進するとともに、情報システム機能維持及び医療情報データの消失を防ぐため、ネットワーク基幹幹線の二重化及びデータセンターへのバックアップ機能等の充実を図る。【旭中央病院】

⑷ 教育・スポーツ・文化

（教育）

・学校施設の耐震化については、つり天井など非構造部材の耐震対策を計画的に実施するとともに、社会体育施設など不特定多数が集まる公共施設について、耐震化の一層の推進を図る【庶務課、体育振興課、その他関係課】

・児童生徒の生命の保護のため、災害に対する定期的な避難訓練や防災教育による防災意識の醸成を図るとともに、危険区域にある公共施設については、施設の移転や急傾斜地崩落防止施設等の整備などを検討する。【総務課、庶務課、その他関係課】

⑸ 産業・雇用

（産業）

・全国でも有数の農産物の産地である旭市は、平時はもちろん、有事でも首都圏に向けた食料供給機能を維持するため、強靱な生産体制の確立はもとより、いかなる災害においても途切れることのない食料供給体制の強靱化に努める。また、大規模自然災害による全国的な食料不足に備え、物流インフラの整備、物流コストの削減、遊休農地対策などを実施することで、強靱な農業生産基盤の整備を促進する。【農水産課、その他関係課】

・風評被害対策として、正確なデータ収集と的確な情報管理を行い、農水産物等の検査体制を国県等と連携のもと更に推進し、消費者への効率的な情報発信のシミュレーションを実施する。また、食の安全や食料自給率の問題など、消費者への情報提供や積極的な対話（リスクコミュニケーション）を行うことで、食に関する消費者と生産者の信頼関係の構築を図る。【農水産課】

・首都直下地震等、首都圏への食料・飲料水などの供給を想定し、災害協定の締結など、緊急時の食料供給体制の整備を促進する。【総務課】

・大規模自然災害発生時にサプライチェーンを確保するため、民間企業における事業継続計画（BCP）策定・活用を促進する。【商工観光課】

・避難所における大量かつ長期の避難者に対する食料を確保するため、市内の農業生産者組織や食料品スーパー等との協定の締結を推進する。また、大規模集客施設や駅等に帰宅困難者が発生した場合は、適切な避難及び誘導が出来るように、商工会等と連携して一時滞在施設の確保について協定の締結などを推進する。さらに、企業、大規模商業施設に対し、来場者や従業員等を一定期間収容するための食料・飲料水及び生活必需品の備蓄や家族等を含めた安否確認の体制整備を要請する。【総務課】

（雇用）

・行政と災害時応援協定を締結している建設業災害対策協力会において、さらに協力会内部の事業継続計画（BCP）の策定、道路啓開等の復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の育成を行う横断的な取り組みを促進する。【商工観光課、

建設課、その他関係課】

・減少する建設業界の担い手や技能労働者の確保対策を推進する。【商工観光課】

(6) 協働・交流・行政機能

（協働・交流）

・被災の経験を風化させないため定期的な津波避難訓練や防災教育による防災意識の醸成を図る。また、地域の連帯感やコミュニティの醸成を図るため、自主防災組織の育成や消防団員の確保などを推進する。【総務課、消防】

・国、県、市、地域住民、企業、施設管理者等が連携し、ハードとソフトを組み合わせた適正な対策を推進する。【全課】

・外国人への災害情報の伝達手段が十分に整備されていない状況であり、本市に住む多数の外国人や観光客の安全・安心を確保するため、外国人向け災害情報の伝達体制を整備・強化する。【総務課】

（行政機能）

・行政機関の機能不全は、事後すべての局面に対する回復速度に直接的に影響することから、いかなる大規模災害時においても必要な機能を維持する体制を強化する。特に市本庁舎については、老朽化と耐震不足が問題となっており、利用者の安全性確保と災害対策機能保全のため、早期の建て替えを行う。また、建て替えまでの期間の対応として、本庁舎が機能不全に陥った場合の行政機能を維持するため、代替機能を構築する。【総務課、その他関係各課】

・的確な地域防災計画の見直しや事業継続計画（BCP）の策定により、災害時に庁舎が被災したときにおいても、機能不全に陥らない災害対策体制の機能強化を図る。また、市の業務を遂行する上で重要な役割を担う情報システムの機能を維持するため、データセンターへのサーバーの移設などバックアップ機能の充実を図るとともに、IT 部門の事業継続計画（BCP）の策定など計画的に進める体制作りを推進する。【総務課、企画政策課、その他関係各課】

・不特定多数が集まる公共施設について、耐震化の一層の推進を図る。また、公共施設等総合管理計画を平成 28 年度までに策定し、全ての公共施設を総合的かつ計画的に管理する。また、長期的な視点をもって更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行い、財政負担を軽減・平準化して公共施設の最適な配置に向けて取り組む。【総務課、行政改革推進課、その他関係各課】

・災害対応にあたる職員・施設の被災による行政機能の大幅な低下を回避するため、他の行政機関から応援職員の受け入れ態勢について、協定の締結などを推進する。【総務課】

２．横断的施策分野

(1) 老朽化対策

・公共施設等総合管理計画を平成 28 年度までに策定し、全ての公共施設を総合的かつ計画的に管理する。また、長期的な視点をもって更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行い、財政負担を軽減・平準化して公共施設の最適な配置に向けて取り組む。また、道路ストック総点検を実施するとともに、長寿命化計画を策定し適切な管理体制を強化し、河川管理施設についても、長寿命化計画等に基づき老朽化対策や適正な維持管理を行う。【行政改革推進課、建設課、その他関係各課】

・上水道施設については、引き続き耐震化を進めるとともに適切な維持管理体制の確立を図る。下水道施設についても、定期的な点検や緊急時の点検を充実するとともに、下水道事業継続計画（BCP）策定により着実な管理体制の強化を図る。また、農業集落排水の機能診断を速やかに実施するとともに、これに基づく老朽化対策、耐震化を着実に実施する。【水道課、下水道課、農水産課】

(2) 少子高齢化対策

・学校施設の耐震化については、つり天井など非構造部材の耐震対策を計画的に実施し、耐震化の一層の推進を図る。また、危険区域にある公共施設については、施設を利用する市民や児童生徒の生命の保護のため、施設の移転や急傾斜地崩落防止施設等の整備などを検討する。【庶務課、総務課、建設課】

・様々な関係機関が連携してハード対策の着実な推進を図るとともに、ソフト対策として警戒避難体制の確立を図る。特に災害時要援護者である高齢者、子ども及び障害者等への対策として、定期的な津波避難訓練や防災教育による防災意識の醸成を図る。また、地域の連帯感やコミュニティの醸成を図るため、自主防災組織や消防団の育成・強化を図る。【総務課、消防、その他関係課】

・災害の発生に備え、予め安全な場所や避難のための道路を確保する。また、避難場所として指定緊急避難場所、指定避難所を確保し普段から住民に周知するとともに、車椅子や杖などの備品の設置など、高齢者、子ども及び障害者等の災害時要援護者への配慮を行った避難所のあり方や対応について検討する。【建設課、総務課、その他関係課】

(3) 地域振興

・大規模自然災害による全国的な食料不足に備え、首都圏の食料供給基地として良好な農地環境の保全、低コスト化に向けた整備、担い手の育成対策など農業生産基盤の整備を促進し、いかなる災害においても途切れることのない食料供給体制の強靭化に努める。また、平時の取り組みから産地における物流インフラの整備、物流コストの削減、遊休農地対策などを実施することで、産業全体の体質強化を図る。【農水産課、商工観光課】

・大規模自然災害後であっても経済活動に多大な影響を与えないため、市と首都圏を結ぶ交通インフラを強化し、複数ルートの確保を促進する。また、道路の震災対策や緊急輸送道路の耐震化、洪水・土砂災害・津波・高潮対策を着実に推進する。【建設課】

・大規模自然災害発生時においてもサプライチェーンを確保するため、民間企業における事業継続計画（BCP）策定・活用を促進し、太陽光発電、燃料電池・蓄電池など代替電力の普及促進や、災害に強いインフラ整備として既存ガスパイプラインの利用検討など、生産停止に陥らない多様なエネルギー調達手段の確保を図る。【商工観光課、環境課】

第６章　プログラム推進と重点化

１　各プログラムの推進と PDCA サイクル

プログラムは毎年展開される様々な施策を「起きてはならない最悪の事態」ごとに各課横断的に整理するものです。「起きてはならない最悪の事態」は、大規模自然災害により生じかねない具体の事象であり、各プログラムについて脆弱性評価を踏まえて推進方針を立て、速やかに各課が連携して施策を実行していくことが極めて重要です。

その際、施策の進捗等に応じてプログラムを不断に見直し、必要に応じ新しい施策等を追加しながら常にプログラムを最適化した上で、プログラムの推進方針を軌道修正するなど、計画・実施・評価・改善といった PDCA サイクルにより推進していくものとします。

２　プログラムの重点化

限られた資源の中で効率的・効果的に国土強靱化を進めるには、施策の優先順位付けを行い、優先順位の高いものについて重点化しながら進める必要があります。本計画ではプログラム単位で施策の重点化を図ることとし、市の役割の大きさ、影響の大きさと緊急度の観点から、次表に掲げる 10 の重点化すべきプログラムを選定しました。

この重点化したプログラムについては、その重要性に鑑み、進捗状況、関係課等における施策の具体化の状況等を踏まえつつ、さらなる重点化を含め取り組みの一層の推進に努めるものとします。

３　プログラム推進上の留意点

「プログラム」は、各課横断的な施策群であり、いずれもひとつの課の枠組みの中で実現できるものではありません。このため、関係する課において推進体制を構築し、データを共有するなど施策の連携を図るものとします。

また、対応方策を計画的に実施し、結果を評価し、全体の取り組みを見直し・改善するという計画・実施・評価・改善の PDCA サイクルを繰り返しながら、限られた資源を効率的・効果的に活用し、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせながらプログラムを推進するなど、本計画の目標の実現に向けてプログラムの実効性・効率性を確保するものとします。

４　国、県、周辺自治体、民間事業者及び市民等との連携

国土強靱化を実効あるものとするため、市のみならず国、県、周辺自治体、民間事業者及び市民等を含め、関係者が総力をあげて取り組むことが不可欠です。

公共事業だけではなく、企業による民間投資や市民による強靱化への取り組みなど、すべての分野の人々が連携することによって、巨大なリスクに立ち向かわなければなりません。

重点化すべきプログラムに係る起きてはならない最悪の事態

基本目標	事前に備えるべき目標		プログラムにより回避すべき起きてはならない最悪の事態	
Ⅰ．人命の保護が最大限図られる Ⅱ．市及び地域の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される Ⅲ．市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化 Ⅳ．迅速な復旧復興	1	大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる	1-1	地震による建物倒壊や火災発生による多数の死傷者の発生
			1-2	広域にわたる大規模津波の発生及び河川等開口部からの津波流入による多数の死者の発生
			1-6	避難路における通行不能
	2	大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）	2-3	旭中央病院の医療機能の麻痺
			2-4	被災地域における疫病・感染症等の大規模発生
	3	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する	3-2	市役所本庁舎の倒壊等による災害対策機能の停止、行政機能の大幅な低下
	5	大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない	5-3	食料等の安定供給の停滞
	6	大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	6-1	上水道等の長期間にわたる供給停止
			6-3	地域交通ネットワークが分断する事態
	7	制御不能な二次災害を発生させない	7-3	防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生

第７章　各プログラムの推進計画

各施策の実施や毎年度施策の進捗状況の把握を行うため、各プログラムの推進計画を作成することとします。ここで、プログラムの進捗状況を可能な限り定量的に把握できるよう、プログラムごとに重要業績指標等の具体的な数値指標を設定するとともに、プログラムの進捗状況等を踏まえ、必要に応じて継続的に見直すこととします。

これらの推進に当たっては、プログラムが各課横断的な施策群であり、いずれも複数の課が連携して行う取り組みにより一層効果が発現することを踏まえ、関係者間で重要業績指標等の具体的数値指標に関するデータを共有するなど、推進計画に掲げた目標の実現に向けて実効性・効率性が確保できるよう十分留意することとします。

なお、重点化した 10 のプログラムについては、その重要性に鑑み、進捗状況、関係課における施策の具体化の状況等を踏まえつつ、目標の更なる早期達成、目標の高度化を含め、特に取り組みの推進に努めるものとします。

第８章　計画の進捗管理と不断の見直し

脆弱性評価で実施した各種指標及び目標について、次の手順により毎年度進捗管理を行うことで、施策の進捗状況や社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて見直しを行い新しい施策等を追加しながら常にプログラムを最適化したうえで、毎年様々な施策を展開していくこととします。

１　プログラムごとの脆弱性の評価の実施

「起きてはならない最悪の事態」を回避する観点から、各プログラムの達成度や進捗状況を把握するための重要業績指標を踏まえ、取り組んでいる施策について毎年度評価を行い適切な進捗管理を行います。なお、重要業績指標については、プログラムの達成度や進捗を把握するための重要な手段であることから、脆弱性評価手法の見直しを含め、諸情勢の変化に応じて、精度向上や指標の変更等の内容の継続的な見直しをすることとします。

２　各プログラムの推進計画の見直し

毎年度の個別施策を立案・推進する際には、個別施策分野ごとの各課の視点に加え、「起きてはならない最悪の事態」を回避するという視点から各課横断的に実効性・効率性のあるものとすることが重要であることから、毎年度（１）の結果を踏まえたプログラムの重点化や各プログラムの推進計画を見直すものとします。

３　リスクシナリオ、施策分野等の見直し

（１）、（２）による進捗管理及び見直しに加え、必要に応じリスクシナリオ、施策分野の変更等を行うことで、より精度の高い計画を目指します。

（別紙１）　プログラムごとの脆弱性評価結果

１．大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

1-1　地震による建物倒壊や火災発生による多数の死傷者の発生

（評価結果）

・住宅の耐震化を進める補助金の交付を行っているが、住宅所有者の耐震化への認識不足や経済的な負担から耐震化が進んでいません。住宅の倒壊による死傷者を出さないためには、更なる住宅の耐震化率を上げる必要があります。

・学校施設の耐震化については、合併後からいち早く対策を講じており、H27 の飯岡中学校の完成をもって完了しますが、引き続きつり天井など非構造部材の耐震対策を実施する必要があります。

・小中学校の耐震化率（94.5%（H26））、医療施設（85.6%（H26））、社会福祉施設（85.0%（H26））、社会体育施設（62.7%（H26））など、不特定多数が集まる施設の耐震化は進捗途上のものも多く、これらの施設は災害時における避難場所や災害対策の拠点施設として利用されることもあることから、耐震化の一層の促進を図る必要があります。

・公共施設等総合管理計画を平成 28 年度までに策定し、全ての公共施設を総合的かつ計画的に管理することで、老朽化した公共施設の安全性確保のため、適正な維持保全活動を実施していく必要があります。

・老朽化が著しい公営住宅についても、居住者の生命の安全を確保するため定期的な点検を行うとともに、長期的な視点に立った適正な管理や更新を行う必要があります。

・大規模地震災害や火災から人命の保護を図るため常備消防の機能強化を図るとともに、平時から火災予防、被害軽減のための取り組みを推進し、広域的な連携体制を構築する必要があります。

・地震発生に伴い、避難場所として指定緊急避難場所、指定避難所を確保し普段から住民に周知するとともに、高齢者、子ども及び障害者等の災害時要援護者への配慮を行った避難所のあり方や対応について検討する必要があります。

【重要業績指標（KPI）】

・住宅の耐震化率	約　74.7%（H25）	*全国　約 79%（H20）
・小中学校の耐震化率	約　94.5%（H26）	*全国　約 93%（H26）
・医療施設（旭中央病院）の耐震化率	約　85.6%（H26）	*全国　約 64%（H25）
・社会福祉施設の耐震化率	約　85.0%（H26）	*全国　約 84%（H24）
・社会体育施設の耐震化率	約　62.7%（H26）	*全国　約 73%（H24）
・自主防災組織の活動カバー率	60.9%（H25）	*全国　77.9%（H25）
・公共施設等総合管理計画	策定無し（H26）	
・指定緊急避難場所の指定数	0 箇所（H26）	
・指定避難所の指定数	28 箇所（H26）	
・福祉避難所の指定数	6 箇所（H26）	

1-2　広域にわたる大規模津波の発生及び河川等開口部からの津波流入による多数の死者の発生

（評価結果）

・平成 24 年 1 月に策定した旭市復興計画等に基づき、平成 27 年度までを集中復興期間とし震災対策と災害に強いまちづくりを推進するとともに、ハードとソフトを組み合わせた対策を着実に講じる必要があります。

・東日本大震災における津波で特に被害が甚大であった河川開口部については、各施設管理者が連携することで、海岸堤防施設と切れ目の無い連続した防護対策を講じる必要があります。
・津波ハザードマップ及び避難計画を活用した避難体制の確立と住民への周知徹底を図り有事に備える必要があります。
・被災の経験を風化させないため定期的な津波避難訓練や防災教育による防災意識の醸成を図る必要があります。また、地域の連帯感やコミュニティの醸成を図るため、自主防災組織の育成を推進する必要があります。
・津波の発生時においては、市民の安全を確保するとともに、被災者を一時収容するため、予め安全な場所や避難のための道路を確保しておく必要があります。
・海岸減災林の整備については、環境や景観への配慮を行うとともに、専門家や地域住民の意見を取り入れながら、地域の実情に応じた整備、維持管理を行う必要があります。

【重要業績指標（KPI）】

・各種看板、表示板の設置数

海抜表示板	400 箇所（H26）
津波標識	5 箇所（H26）
避難場所案内板	4 箇所（H26）
・津波避難場所	10 箇所（H26）
・津波避難ビル等	13 箇所（H26）
・海岸防護施設の整備率	28.07%（H25）

1-3　異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水

（評価結果）

・排水施設整備については、コストの縮減を図りながら、投資効果の高い箇所を重点的・集中的に整備する必要があるとともに、排水系統を調査し市全域を対象とした総合的な排水施設整備計画を策定する必要があります。
・大雨による道路冠水の被害の多い、蛇園南地区の排水対策のため排水路を計画的に整備する必要があります。
・河川管理施設については、長寿命化計画等に基づき老朽化対策や適正な維持管理を行う必要があります。
・高潮等の異常水位による安全対策及び農地の浸水対策を講じる必要があります。
・土地利用と一体となった減災対策や、洪水時等の避難を円滑にする為の洪水・内水ハザードマップの作成などソフト対策を推進する必要があります。
・多様な整備手法の導入や既存施設の有効活用、危機管理体制の強化を推進する必要があります。

【重要業績指標（KPI）】

・蛇園地区の排水工事	事業進捗率　52%（H26）
・広域排水計画の策定	策定なし（H26）
・洪水・内水ハザードマップの策定	策定なし（H26）

1-4　大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生

（評価結果）

・土砂災害警戒区域の指定は、91 箇所の危険箇所に対して指定が 49 箇所となっており、未指定の区域について

必要な調査を行うとともに、区域指定を推進する必要があります。
・土砂災害ハザードマップの作成や住民への周知徹底を図ることにより、警戒避難体制の整備を促進する必要があります。
・土砂災害に対する定期的な避難訓練や防災教育による防災意識の醸成を図ることが必要です。また、地域の連帯感やコミュニティの醸成を図るため、自主防災組織の育成を推進する必要があります。
・危険箇所の日常点検を実施するとともに、国県の施策等の効果的な活用を図りながら、緊急性の高いものから急傾斜地崩壊防止施設等を整備する必要があります。
・危険区域にある公共施設については、施設を利用する市民や児童生徒の生命の保護のため、施設の移転や急傾斜地崩落防止施設等の整備などを検討する必要があります。
・様々な関係機関が連携してハード対策の着実な推進とともに、ソフト対策として警戒避難体制の確立を図る必要があります。
・土砂災害警戒区域ごとに、土砂災害に関する情報の収集及び伝達等土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制を定めるとともに、有効な警戒避難情報等の伝達方法を確立する必要があります。
・土砂災害の発生に伴い、市民の安全を確保するとともに、被災者を一時収容するため、予め安全な場所や避難のための道路を確保しておく必要があります。

【重要業績指標（KPI）】
・土砂災害警戒区域の指定率　53.8%（H26）
・土砂災害ハザードマップの作成　48箇所（H26）
・土砂災害指定緊急避難場所　10箇所（H26）

1-5　情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

（評価結果）
・災害時は迅速な対応が求められるため、東日本大震災後は情報伝達の重要性を再認識し、多様な情報伝達手段の構築を行いました。今後も各情報伝達体制を検証しより効果的に見直すとともに、更なる着実な運用をする必要があります。
・伝達する情報をより効果的に運用するためには、市内自主防災組織の育成、防災訓練及び防災教育を更に充実し、市民一人ひとりが正しい知識と行動力を身に付けることにより、地域全体の防災力向上を図る必要があります。
・外国人への災害情報の伝達手段が十分に整備されていない状況であり、本市に住む多数の外国人や観光客の安全・安心を確保するため、外国人向け災害情報の伝達体制を整備・強化する必要があります。
・災害時の避難勧告・指示など地域の安全・安心に関するきめ細かな情報の配信を簡素化・一括化し、地域住民に迅速かつ効率的に提供するなどの検討をする必要があります。

【重要業績指標（KPI）】
・自主防災組織の活動カバー率　60.9%（H25）　*全国　77.9%（H25）
・外国人向けの情報伝達手段の数　なし（H26）
・利用できる防災通信機器の種類　7種類（H26）

1-6　避難路における通行不能

（評価結果）

・沿道・沿線の建物倒壊による被害、交通麻痺を回避する観点から、関係機関等が連携した取り組みを強化する必要があります。
・避難路周辺における住宅の耐震化については、住宅所有者の耐震化への認識不足や経済的な負担から耐震化が進んでいません。住宅の倒壊による通行不能を回避するためには、国庫補助などをより一層活用し、更なる住宅の耐震化率を上げる必要があります。
・津波被害の危険性が高い地域から、安全な高台や避難施設への避難を円滑に行うため、避難困難地域における避難道路の整備を早急に行う必要があります。
・土砂災害時の通行を確保するため、防災上重要な路線を重点的に拡幅整備するほか、定期的な点検を実施し、必要な補修を計画的に実施する必要があります。
・避難路における地震、津波、洪水、高潮等による浸水への対策を着実に推進するとともに、被害軽減に資する減災対策を推進する必要があります。
・建設業災害対策協力会との災害時応援協定など、平時から関係機関等との連携強化を進めることにより、被災時における迅速な道路復旧体制を確立する必要があります。

【重要業績指標（KPI）】

・新規津波避難道路の整備率

横根三川線	4%（H26）	
椎名内西足洗線	5%（H26）	
中谷里仁玉線	0%（H26）	

・住宅の耐震化率　約 74.7%（H25）　*全国　約 79%（H20）
・災害時応援協定等の締結数　31 団体（H26）

2.大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）

2-1　被災地域での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

（評価結果）

・避難の長期化に備え、適切な備蓄管理体制を維持していく必要があります。
・地域防災計画に基づき、物資供給をはじめ医療、救急、救援など災害時の応急対策に必要な各分野において、近隣市町村等や民間事業者等と災害時応援協定を結び、平時からの連携を強化する必要があります。
・燃料等の備蓄を行うとともに、ガソリン販売事業者等と連携を結ぶ必要があります。
・市と首都圏を結ぶ交通インフラを強化し、複数の輸送ルートを確保することにより物流の停止を防ぎ、代替性を確保する必要があります。
・旭文化の杜公園は、近隣市町村の大規模災害時における救援物資輸送の中継地など広域防災拠点として、平時からの管理・活用を推進する必要があります。
・大規模自然災害時の水道断水に対応するため、広域的な応援体制を整備するとともに、代替性の確保について検討する必要があります。

【重要業績指標（KPI）】

・備蓄量（5000人　×　3食　×　3日間）

　備蓄充足率　　80.0%（H26）

・災害時応援協定等の締結数　　31団体（H26）

・災害時における燃料供給等に関する協定　　3団体（H25）

2-2　想定を超える大量かつ長期の避難者への水･食料等の供給不足

（評価結果）

・避難の長期化に備え、最大避難想定人数に対し3日間の食料及び飲料水備蓄を目標とし、適切な備蓄管理体制を維持していく必要があります。

・避難所における大量かつ長期の避難者に対する食料確保に対応するため、市内の農業生産者組織や食料品スーパー等と協定を結ぶ必要があります。

・大規模集客施設や駅等に帰宅困難者が発生した場合は、適切な避難及び誘導が出来るように、商工会等と連携して一時滞在施設の確保について協定の締結などを推進する必要があります。

・商工会等と連携して、企業、大規模商業施設に対し、来場者や従業員等を一定期間収容するための食料・飲料水及び生活必需品の備蓄や家族等を含めた安否確認の体制整備を要請する必要があります。

【重要業績指標（KPI）】

・旭中央病院の備蓄量

　入院患者食　4,800～7,200食（H26）　　飲料水　　500㎖×1,700本（H26）

・鉄道の代替輸送手段の数　　なし（H26）

・災害時における飲食料、生活物資の供給協力に関する協定数　　3団体（H25）

・災害時における燃料供給等に関する協定数　　3団体（H25）

2-3　旭中央病院の医療機能の麻痺

（評価結果）

・診療圏人口100万人を擁する旭中央病院は、災害時における旭市の拠点病院であることはもちろん、広域災害時における千葉県基幹災害拠点病院として千葉県北東部及び茨城県南東部の重症患者に対し高度医療を提供していく必要があります。 また、平時においてもこの地域の医療の中心として広域的な医療圏を担い続けることが出来る体制作りが重要です。

・広域的かつ大規模な災害により、医療需要が医療供給を大きく上回る事態に対応するため、トリアージ→治療→ＳＣＵ（域内搬送及び広域搬送）へと繋がる体制について、関係機関と協力のうえ構築する必要があります。

・旭中央病院の施設の耐震化は85.6%（H26）であり、耐震化が未了の施設では医療施設の耐震化を着実に推進する必要があります。

・災害時の医療確保のため、関係機関間の情報共有化を図るとともに、平時から災害を想定した災害対応訓練を関係行政機関や周辺医療機関との連携により実施する必要があります。

・大規模自然災害発生時において消防による現地活動と病院との連絡調整体制を確立することにより、被災地の現況把握やニーズを即時に集約し、適切な医療支援活動に結びつける調整機能を確立する必要があります。

・大規模自然災害に備え、旭中央病院来院者や入院患者及び医療提供を継続するための職員に対する緊急時の

飲食料、非常電源用の燃料等の確保及び調達手段を確立する必要があります。

・大規模災害や多傷病者が発生した事故などに備え、災害急性期に活動できる機動性を持った医療支援を行うため、ＤＭＡＴ*1 の充実・強化を図る必要があります。

・情報システム機能維持及び医療情報データの消失を防ぐため、ネットワーク基幹幹線の二重化及びデータセンターへのバックアップ機能等の充実が必要です。

【重要業績指標（KPI）】

・災害対応訓練の数　　1回/年（H26）

・旭中央病院の耐震化率　　85.6%（H26）

・旭中央病院の食料備蓄量

入院患者食　4,800～7,200食（H26）　　飲料水　　500㎖×1,700本（H26）

【用語解説】

＊1　ＤＭＡＴ　　災害時に被災地に迅速に駆けつけ、救急治療を行うための専門的な訓練を受けた医療チーム

2-4　被災地域における疫病・感染症等の大規模発生

（評価結果）

・感染症の発生・まん延を防ぐため、平時から予防接種等、市民の健康管理を促進する必要があります。

・消毒、害虫駆除や、被災者の生活空間の衛生管理など、平時から感染防止処理体制の構築をしておく必要があります。

・避難所でのノロウイルスやインフルエンザ等の流行に備え、施設の消毒、避難者の健康状態のチェック、手洗い、うがい、マスク着用の推奨など、対応体制を確立するとともに、平時から啓発や関係用品等の備蓄を進める必要があります。

・千葉県からの感染情報を基に必要に応じて市内関係機関へ情報提供を行うなど、関係行政機関や民間事業者等との協力体制を推進する必要があります。

【重要業績指標（KPI）】

・集団予防接種の接種率　　BCG　82.4%（H25）　　二種混合　99.7%（H25）

・集団予防接種の実施回数　　36回/年（H26）

・個別予防接種（定期）の実施種類　　9種類/年(H26)

３.大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する

3-1　信号機の全面停止等による重大交通事故の多発

（評価結果）

・停電による信号機の機能停止を要因とする交通事故を防止するため、停電時においても信号機の機能復旧を可能とする可搬型発動発電機の整備を促進する必要があります。

【重要業績指標（KPI）】

・可搬型発動発電機の所有数　　0個（H26）

3-2　市役所本庁舎の倒壊等による災害対策機能の停止、行政機能の大幅な低下
（評価結果） ・行政機関の機能不全は、事後すべての局面に対する回復速度に直接的に影響することから、いかなる大規模災害時においても必要な機能を維持する必要があります。 ・市本庁舎については、老朽化と耐震不足が問題となっており、利用者の安全性確保と災害対策機能保全のため、早期の建て替えが必要です。また、建て替えまでの期間の対応として、庁舎が機能不全に陥った場合の行政機能を維持するため、海上支所を中心とした代替機能を構築する必要があります。 ・災害時に庁舎が被災したときにおいても、市の業務を遂行する上で重要な役割を担う情報システムの機能を維持する必要があります。また、「IT 部門の事業継続計画（BCP）*2」の策定など計画的に進める体制作りを推進する必要があります。 ・地域防災計画の見直しや事業継続計画（BCP）の策定を行うことにより、災害対策体制の機能強化を図る必要があります。
【重要業績指標（KPI）】 ・小中学校の耐震化率　約 94.5%（H26）　*全国 約 93%（H26） ・医療施設（旭中央病院）の耐震化率　約 85.6%（H26）　*全国 約 64%（H25） ・社会福祉施設の耐震化率　約 85.0%（H26）　*全国 約 84%（H24） ・社会体育施設の耐震化率　約 62.7%（H26）　*全国 約 73%（H24） ・事業継続計画（BCP）　策定なし（H26）

【用語解説】

＊2　事業継続計画（BCP）

災害、事故等の突発的な事象におそわれても、事業継続を追求する計画（事業継続計画）

4.大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する

4-1　電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止
（評価結果） ・公共施設における電力の供給停止は、災害対策に対する直接的な影響や避難所運営に支障を来たすなど様々な影響が考えられることから、太陽光発電など代替電力の普及促進を図る必要があります。 ・電力供給停止に備え、自家発電装置など非常時バックアップ体制の整備を促進する必要があります。 ・企業や一般住宅においても、太陽光発電、住宅用燃料電池・蓄電池等の代替電力を普及促進する必要があります。
【重要業績指標（KPI）】 ・太陽光発電を設置している公共施設の数　4 箇所（H26）

4-2　防災無線等情報伝達の中断等により災害情報が伝達できない事態

（評価結果）

・災害時は迅速な対応が求められるため、東日本大震災後は情報伝達の重要性を再認識し、多様な情報伝達手段の構築を行いました。今後も各情報伝達体制を検証しより効果的に見直すとともに、多様な情報通信機器を利用し、更なる着実な運用をする必要があります。

【重要業績指標（KPI）】

・利用できる防災通信機器の種類　　7種類（H26）

5.大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーン*3 を含む）を機能不全に陥らせない

5-1　サプライチェーンの寸断等による企業等の生産力低下による地域間競争力の低下

（評価結果）

・農業産出額が千葉県内第1位で全国でも有数の農産物の産地である旭市は、平時はもちろん、有事でも首都圏に向けた食料供給機能を維持しなければなりません。そのためには強靭な生産体制の確立はもとより、いかなる災害においても途切れることのない食料供給体制の強靭化に努める必要があります。

・大規模自然災害による全国的な食料不足に備え、首都圏の食料供給基地として良好な農地環境の保全、低コスト化に向けた整備、担い手の育成対策など、強靭な農業生産基盤の整備を促進する必要があります。

・大規模自然災害発生時にサプライチェーンを確保するためには、民間企業における事業継続計画（BCP）策定・活用の促進を図るため支援を行う必要があります。

・大規模自然災害後であっても経済活動に多大な影響を与えないためには、市と首都圏を結ぶ交通インフラを強化し、複数のルートを確保することにより物流の停止を防ぐ必要があります。

・製品の供給体制の維持や、燃料・材料供給ルートの確保のため、道路の震災対策や緊急輸送道路の耐震化、洪水・土砂災害・津波・高潮対策を着実に推進する必要があります。

・太陽光発電、燃料電池・蓄電池など代替電力の普及促進や、災害に強いインフラ整備として既存ガスパイプラインの利用検討など、生産停止に陥らない多様なエネルギー調達手段を確保する必要があります。

【重要業績指標（KPI）】

・銚子連絡道路の整備　　供用延長L=6ｋｍ（松尾横芝IC～横芝光IC）（H26）

・旭中央病院アクセス道整備事業　　整備率（国道126号以北）　　5%（H26）

【用語解説】

＊3　サプライチェーン

個々の企業の役割分担にかかわらず、原料の段階から製品やサービスが消費者の手に届くまでの全プロセスの繋がり。

5-2　主要幹線道路や鉄道が分断する等、基幹的交通ネットワークの機能停止

（評価結果）

・大規模自然災害後であっても経済活動に多大な影響を与えないためには、市と首都圏を結ぶ交通インフラを強化し、複数のルートを確保することにより物流の停止を防ぐ必要があります。

・鉄道の分断についても、代替機能の確保について検討するとともに鉄道事業者やバス事業者など関係機関との連携強化を図る必要があります。

・基幹災害拠点病院である旭中央病院への緊急車両の通行及び物資搬入路の確保については、災害時に予想される渋滞等を考慮して、被害者の救援・救護活動や緊急物資の輸送に対応するため、警察など関係機関と連携を密にするとともに、医療圏全体を考慮した緊急輸送ネットワークの整備に努める必要があります。

・幹線道路等の分断による影響は多岐に渡ることから、国県市の関係部署が連携し検討を進める必要があります。

・道路の震災対策や緊急輸送道路の耐震化、洪水・土砂災害・津波・高潮対策を着実に推進する必要があります。

【重要業績指標（KPI）】

・緊急輸送道路の指定　　7路線（H26）

・銚子連絡道路の整備　　供用延長L=6ｋｍ（松尾横芝IC～横芝光IC）（H26）

・旭中央病院アクセス道整備事業　　整備率（国道126号以北）　　5%（H26）

5-3　食料等の安定供給の停滞

（評価結果）

・農業産出額が千葉県内第1位で全国でも有数の農産物の産地である旭市は、平時はもちろん、有事でも首都圏に向けた食料供給機能を維持しなければなりません。そのためには強靭な生産体制の確立はもとより、いかなる災害においても途切れることのない食料供給体制の強靭化に努める必要があります。

・大規模自然災害後であっても食料の安定供給を維持するためには、市と首都圏を結ぶ交通インフラを強化し、複数のルートを確保することにより物流の停止を防ぐ必要があります。

・首都直下地震等、首都圏への食料・飲料水などの供給を想定し、災害協定の締結など、緊急時の食料供給体制を整備する必要があります。

・大規模自然災害による全国的な食料不足に備え、首都圏の食料供給基地として良好な農地環境の保全、低コスト化に向けた整備、担い手の育成対策など、強靭な農業生産基盤の整備を促進する必要があります。

・平時の取り組みから産地における物流インフラの整備、物流コストの削減、遊休農地対策などを実施することで、産業全体の体質強化を図る必要があります。

【重要業績指標（KPI）】

・他自治体との災害時における相互応援協定　　2団体（H25）

６.大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

6-1　上水道等の長期間にわたる供給停止

（評価結果）

・上水道の耐震化率は9.4%（H25）であり、引き続き耐震化を進めるとともに、旭市水道ビジョンに基づき、関連する用水供給事業と連携を図りながら適切な維持管理体制を確立する必要があります。また、非常時に対応するための適切な配水池容量を確保する必要があります。

・大規模自然災害に対応するため、広域的な応援体制を整備するとともに、雨水の利用、防災井戸の設置、飲料水の備蓄など代替性の確保について検討する必要があります。

【重要業績指標（KPI）】

・上水道の耐震化率　　9.4%（H25）

6-2　汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

（評価結果）

・下水道施設の耐震対策指針2006版による管渠の耐震についてはマンホール間隔が短い箇所等（構造的な短スパン箇所等）26箇所を除き適合しています。短スパン箇所等の対策として、地盤改良などが考えられるが経済的に高価であり現実的ではないことから、これらの箇所については定期的な点検や緊急時の点検を充実するとともに、下水道事業継続計画（BCP）策定により対応していく必要があります。

・農業集落排水については、機能診断を速やかに実施するとともに、これに基づく老朽化対策、耐震化を着実に実施する必要があります。

・浄化槽については、老朽化した単独浄化槽から災害に強い合併浄化槽への転換を促進する必要があります。

・汚水処理施設の耐震化と併せ、代替性の確保、管理体制の強化、停電時など緊急時の運転体制の強化等を行う必要があります。

【重要業績指標（KPI）】

・下水道の耐震化率　　一部（構造的な短スパン箇所）を除き適合（H26）

・合併浄化槽導入率　　38.5%（H26）

・下水道事業継続計画（BCP）の策定　　簡易版策定中（H26）

6-3　地域交通ネットワークが分断する事態

（評価結果）

・大規模自然災害後であっても必要最低限の生活・経済活動を維持するためには、市と首都圏を結ぶ交通インフラを強化し、複数のルートを確保することにより物流の停止を防ぐ必要があります。

・鉄道の分断についても、代替機能の確保について検討するとともに鉄道事業者やバス事業者など関係機関との連携強化を図る必要があります。

・基幹災害拠点病院である旭中央病院への緊急車両の通行及び物資搬入路の確保については、災害時に予想される渋滞等を考慮して、被害者の救援・救護活動や緊急物資の輸送に対応するため、警察など関係機関と連

携を密にするとともに、医療圏全体を考慮した緊急輸送ネットワークの整備に努める必要があります。
・幹線道路等の分断による影響は多岐に渡ることから、国県市の関係部署が連携し検討を進める体制づくりを行う必要があります。
・道路等のインフラ長寿命化計画の策定については、平成 23 年に橋梁長寿命化計画（H21 に市内全 307 橋の調査を実施）を策定しました。今後は道路ストック総点検（幹線市道に設置されている大型標識･道路照明灯及び路面の性状調査を実施する）を実施するとともに、長寿命化計画を策定し適切な管理を実施する必要があります。
・道路の震災対策や緊急輸送道路の耐震化、洪水・土砂災害・津波・高潮対策を着実に推進する必要があります。

【重要業績指標（KPI）】
・緊急輸送道路の指定　7 路線（H26）
・架け替えを要する橋梁の整備率　100%（H26）
・補修を要する橋梁の整備率　24%（H26）
・旭中央病院アクセス道整備事業　整備率（国道 126 号以北）　5%（H26）

7.制御不能な二次災害を発生させない

7-1　市街地での大規模火災の発生

（評価結果）
・常備消防の体制・装備資機材や訓練環境の更なる充実強化、整備を図るとともに、通信基盤及び施設の堅牢化、高度化を図る必要があります。
・消防団や自主防災組織の充実強化や研修・訓練等の充実を図るなど、ソフト対策を組み合わせ横断的に対応する必要があります。
・消防団は、地域防災の中核的な存在として、消火活動をはじめ大規模自然災害発生時の市民誘導や二次災害の防止など重要な役割を担っています。地域の安全を確保する消防団が活動を継続していくためには、消防団員に対する安全対策を徹底する必要があります。
・災害時の医療確保のため、平時から実災害を想定した DMAT の養成や訓練を近隣自治体や周辺医療機関との連携により実施する必要があります。

【重要業績指標（KPI）】
・自主防災組織の活動カバー率　60.9%（H25）　*全国　77.9%（H25）
・消防団員数　902 人（H26）
・消防団活動安全マニュアル　策定済み　※修正の必要あり

7-2　沿線･沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺

（評価結果）
・避難路や緊急輸送道路周辺における住宅の耐震化については、住宅所有者の耐震化への認識不足や経済的な負担から耐震化が進んでいません。住宅の倒壊による死傷者及び交通麻痺を回避するためには、国庫補助な

どをより一層活用し、更なる住宅の耐震化率を上げる必要があります。
・沿岸部は、九十九里平野の平坦な地形で高い建物等もほとんど無いことから安全な避難場所が少なく、津波に対してはきわめて脆弱な地域です。特に住宅が密集し、海水浴場などの集客施設に近い箇所については、津波浸水区域外の安全な地域まで確実に通行できる避難道路を早急に整備する必要があります。
・建設業災害対策協力会との災害時応援協定など、平時から関係機関等との連携強化を進めることにより、被災時における迅速な道路復旧体制を確立する必要があります。
・避難計画を活用した避難体制の確立と住民への周知徹底を図り、有事に備える必要があります。

【重要業績指標（KPI）】
・新規津波避難道路の整備率
　横根三川線　4%（H26）
　椎名内西足洗線　5%（H26）
　中谷里仁玉線　0%（H26）
・住宅の耐震化率　約 74.7%（H25）　*全国　約 79%（H20）
・災害時応援協定等の締結数　31 団体（H26）

7-3　防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生

（評価結果）
・人命に直接的な影響のある防災施設等については、定期的な点検を行うとともに、迅速に応急復旧ができる要員及び資機材の確保、防災施設管理計画に基づいた適切な維持管理を行う必要があります。
・国、県、市、地域住民、企業、施設管理者等が連携し、ハードとソフトを組み合わせた適正な対策をとる必要があります。

【重要業績指標（KPI）】
・防災施設維持管理マニュアルの策定　策定なし（H26）

7-4　風評被害等による市内経済等への甚大な影響

（評価結果）
・風評被害対策として、正確なデータ収集と的確な情報管理を行い、農水産物等の検査体制を国県等と連携のもと更に推進し、安全性を高め消費者の安心を担保するとともに、消費者への効率的な情報発信をシミュレーションしておく必要があります。
・平時の取り組みとして、食の安全や食料自給率の問題など、消費者への情報提供や積極的な対話（リスクコミュニケーション）を行うことで、食に関する消費者と生産者の信頼関係を構築する必要があります。
・食の安全・安心を追及した農水産物生産体制の充実を図ることにより、産地ブランド力の向上を図る必要があります。

【重要業績指標（KPI）】
・農業交流人口　101 千人（H23）
・水産交流人口　24 千人（H23）

８.大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

8-1　大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
（評価結果） ・災害廃棄物のストックヤードについては公共施設や市有地などを中心に、平時活用と災害時対応の両面を考慮し、予め選定・確保しておく必要があります。 ・災害廃棄物の広域的な処理応援協定等を結ぶことにより、処理能力の確保を行う必要があります。 ・災害廃棄物処理計画の策定、廃棄物輸送についての検討、実効性の向上に向けた教育訓練による人材の育成など、予め幅の広い対応を検討する必要があります。
【重要業績指標（KPI）】 ・災害廃棄物処理応援協定の締結数　　1（H26）

8-2　道路啓開等の復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧･復興が大幅に遅れる事態
（評価結果） ・行政と災害時応援協定を締結している建設業災害対策協力会において、さらに協力会内部の事業継続計画（BCP）の策定、道路啓開等の復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の育成を行う横断的な取り組みをする必要があります。 ・災害対応にあたる職員及び施設の被災による行政機能の大幅な低下を回避するため、他の行政機関から応援職員の受け入れ態勢について、協定の締結など、予め用意・シミュレーションする必要があります。 ・減少する建設業界の担い手確保対策や技能労働者の確保対策に早急に取り組む必要があります。
【重要業績指標（KPI）】 ・建設業災害対策協力会における事業継続計画（BCP）策定　　6%（H26）　※2社/32社策定

8-3　地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
（評価結果） ・被災経験を風化させないため定期的な防災訓練の実施や防災教育の充実など、災害が起きたときの対応力向上のために必要な地域防災力を強化する必要があります。 ・自主防災組織の育成や消防団員の確保など、地域の連帯感やコミュニティの醸成を図り災害に強い地域づくりを行う必要があります。 ・地域単位で子どもから高齢者までが参加できる取り組みを実施する必要があります。
【重要業績指標（KPI）】 ・自主防災組織の活動カバー率　　60.9%（H25）　*全国　77.9%（H25）

8-4　広域地盤沈下、液状化等による広域･長期にわたる浸水被害の発生により復旧･復興が大幅に遅れる事態
（評価結果） ・平時から基本的な地理空間情報システムを構築するとともに、千葉県が策定した液状化しやすさマップ等を活用した情報提供等を行う必要があります。 ・地震、津波、洪水、高潮等による浸水への対策を着実に推進するとともに、被害軽減に資する減災対策を推進する必要があります。
【重要業績指標（KPI）】 ・液状化しやすさマップ等の周知回数　　0回（H25）

（別紙２）　施策分野ごとの脆弱性評価結果

※（　）内の番号は、「起きてはならない最悪の事態」の番号

1.個別施策分野

１）道路・交通・防災・消防

（道路）

・沿線・沿道の建物倒壊による被害、交通麻痺を回避する観点から、関係機関等が連携した取り組みを強化する必要があります。(1-6)

・建設業災害対策協力会との災害時応援協定など、平時から関係機関等との連携強化を進めることにより、被災時における迅速な道路復旧体制を確立する必要があります。(1-6)

・道路の震災対策や緊急輸送道路の耐震化、洪水・土砂災害・津波・高潮対策を着実に推進する必要があります。(5-1,6-3)

・市と首都圏を結ぶ交通インフラを強化し、複数の輸送ルートを確保することにより物流の停止を防ぐ必要があります。(2-1,5-1,5-2,6-3) また、国、県、市の関係部署が連携し検討を進める必要があります。(5-2,6-3)

・津波被害の危険性が高い地域から、安全な高台や避難施設への避難を円滑に行うため、避難困難地域における避難道路の整備を早急に行う必要があります。(1-6,7-2)

（交通）

・鉄道の分断による代替機能の確保について検討するとともに、鉄道事業者やバス事業者など関係機関との連携強化を図る必要があります。(5-2,6-3)

・停電による信号機の機能停止が要因となる交通事故を防止するため、可搬型発動発電機の整備を促進する必要があります。(3-1)

（防災）

・平成 27 年度までを集中復興期間とし震災対策と災害に強いまちづくりを推進するとともに、ハードとソフトを組み合わせた対策を着実に講じる必要があります。(1-2)

・地震発生に伴い、避難場所として指定緊急避難場所、指定避難所を確保し普段から住民に周知するとともに、高齢者、子ども及び障害者等の災害時要援護者への配慮を行った避難所のあり方や対応について検討する必要があります。(1-1)

・津波ハザードマップ、洪水・内水ハザードマップ、土砂災害ハザードマップ及び避難計画を活用した避難体制の確立と住民への周知徹底を図り有事に備える必要があります。(1-2、1-3、1-4) また、地域防災計画の見直しや事業継続計画（BCP）の策定を行うことにより、災害対策体制の機能強化を図る必要があります。(3-2)

・各情報伝達体制を検証し、より効果的に見直すとともに、更なる着実な運用をする必要があります。(1-5,4-2)

・災害に対する定期的な避難訓練や防災教育を充実し、地域全体の防災力向上を図る必要があります。また、消防団や自主防災組織の育成・充実・強化を図る必要があります。(1-4,1-5,7-1,8-3)

・東日本大震災における津波で特に被害が甚大であった河川開口部については、各施設管理者が連携のもと、切れ目の無い対策を講じる必要があります。(1-2)

・人命に直接的な影響のある防災施設等については、定期的な点検を行うとともに、迅速に応急復旧ができる要員及び資機材の確保、計画に基づいた適切な維持管理を行う必要があります。(7-3)

・避難の長期化に備え、適切な備蓄管理体制を維持していく必要があります。(2-1,2-2)

・地域防災計画に基づき、物資供給をはじめ医療、救急、救援など災害時の応急対策に必要な各分野において、近隣市町村等や民間事業者等と災害時応援協定を結び、平時からの連携を強化する必要があります。(2-1)

・地震、津波、洪水、高潮等による浸水への対策及び土砂災害対策を着実に推進するとともに、被害軽減に資する減災対策を推進する必要があります。また、様々な関係機関が連携してハード対策の着実な推進を図る必要

があります。(1-3, 1-4, 5-2, 7-3, 8-4)

（消防）

・大規模地震災害や火災から人命の保護を図るため常備消防の機能強化を図るとともに、平時から火災予防、被害軽減への取り組みを推進し、広域的な連携体制を構築する必要があります。(1-1) また、通信基盤及び施設の堅牢化、高度化を図る必要があります。(7-1)

２）環境・上下水道・公園・住宅

（環境）

・公共施設における電力の供給停止は様々な影響が考えられることから、太陽光発電など代替電力の普及促進を図るとともに、自家発電装置などバックアップ体制の整備を促進する必要があります。(4-1)

・災害廃棄物のストックヤードについては公共施設や市有地などを中心に、平時活用と災害時対応の両面を考慮し、予め選定・確保しておく必要があります。また、災害廃棄物の広域的な処理応援協定等を結ぶことにより、処理能力の確保を行う必要があります。(8-1)

・災害廃棄物処理計画の策定、廃棄物輸送についての検討、実効性の向上に向けた教育訓練による人材の育成など、予め幅広く検討する必要があります。(8-1)

・排水施設整備については、コストの縮減を図りながら、投資効果の高い箇所に重点的・集中的に行う必要があるとともに、排水系統を調査し市全域を対象とした総合的な排水施設整備計画を策定する必要があります。(1-3)

（上下水道）

・上水道の耐震化率は 9.4% (H25) であり、引き続き耐震化を進めるとともに、旭市水道ビジョンに基づき、関連する用水供給事業と連携を図りながら適切な維持管理体制を確立する必要があります。また、非常時に対応するための適切な配水池容量を確保する必要があります。(6-1)

・大規模自然災害時の水道断水に対応するため、広域的な応援体制を整備するとともに、雨水の利用、防災井戸の設置、飲料水の備蓄など代替性の確保について検討する必要があります。(6-1)

・下水道施設の耐震対策として、定期的な点検や緊急時の点検を充実するとともに、下水道事業継続計画 (BCP) 策定により対応していく必要があります。(6-2)

・農業集落排水については、機能診断を速やかに実施するとともに、これに基づく老朽化対策、耐震化を着実に実施する必要があります。(6-2)

・上下水道施設の耐震化と併せ、代替性の確保、管理体制の強化、停電時など緊急時の運転体制の強化等を行う必要があります。(6-2)

・浄化槽については、老朽化した単独浄化槽から災害に強い合併浄化槽への転換を促進する必要があります。(6-2)

（公園）

・旭文化の杜公園は、近隣市町村の大規模災害時における救援物資輸送の中継地など広域防災拠点として、平時からの管理・活用を推進する必要があります。(2-1)

（住宅）

・住宅の耐震化については、所有者の耐震化への認識不足や経済的な負担から耐震化が進んでいません。住宅の倒壊による死傷者を出さないためには、更なる住宅の耐震化率を上げる必要があります (1-1)

・老朽化が著しい公営住宅についても、居住者の生命の安全を確保するため定期的な点検を行うとともに、長期的な視点に立った適正な管理や更新を行う必要があります。(1-1)

３）健康・医療・福祉

（健康）

・感染症の発生・まん延を防ぐため、平時から予防接種等の健康管理を促進する必要があります。(2-4)

・消毒、害虫駆除や、被災者の生活空間の衛生管理など、平時から感染防止処理体制の構築をしておく必要があり

ます。(2-4)

・避難所でのノロウイルスやインフルエンザ等の流行に備え、施設の消毒、避難者の健康状態のチェック、手洗い、うがい、マスク着用の推奨など、対応体制を確立するとともに、平時から啓発や関係用品等の備蓄を進める必要があります。(2-4)

・千葉県からの感染情報を基に必要に応じて市内関係機関へ情報提供を行うなど、関係行政機関や民間事業者等との協力体制を推進する必要があります。(2-4)

(医療)

・診療圏人口 100 万人を擁する旭中央病院は、災害時における旭市の拠点病院であることはもちろん、広域災害時における千葉県基幹災害拠点病院として千葉県北東部及び茨城県南東部の重症患者に対し高度医療を提供していく必要があります。 また、平時においてもこの地域の医療の中心として広域的な医療圏を担い続けることが出来る体制作りが重要です。(2-3)

・広域的かつ大規模な災害により、医療需要が医療供給を大きく上回る事態に対応するため、トリアージ→治療→ＳＣＵ(域内搬送及び広域搬送)へと繋がる体制について、関係機関と協力のうえ構築する必要があります。(2-3)

・旭中央病院の耐震化が未了の施設では、医療施設の耐震化を着実に推進する必要があります。(2-3)

・災害時の医療確保のため、関係機関間の情報共有化を図るとともに、平時から災害を想定した災害対応訓練を関係行政機関や周辺医療機関との連携により実施する必要があります。(2-3)

・大規模自然災害発生時において消防による現地活動と病院との連絡調整体制を確立することにより、被災地の現況把握やニーズを即時に集約し、適切な医療支援活動に結びつける調整機能を確立する必要があります。(2-3)

・大規模災害や多傷病者が発生した事故などに備え、災害急性期に活動できる機動性を持った医療支援を行うため、ＤＭＡＴの充実・強化を図る必要があります。(2-3)

４）教育・スポーツ・文化

(教育)

・学校施設の耐震化については、合併後からいち早く対策を講じており、H27 の飯岡中学校の完成をもって完了予定ですが、引き続きつり天井など非構造部材の耐震対策を実施する必要があります。(1-1)

・小中学校の耐震化率（94.5%（H26))、社会体育施設（62.7%（H26））など、不特定多数が集まる施設の耐震化は進捗途上のものも多く、これらの施設は災害時における避難場所や災害対策の拠点施設として利用されることもあることから、耐震化の一層の推進を図る必要があります。(1-1)

・危険区域にある教育施設については、安全や児童生徒の生命の保護のため、施設の移転や急傾斜地崩落防止施設等の整備などを検討する必要があります。(1-4)

・災害に対する定期的な避難訓練や防災教育による防災意識の醸成を図ることで、児童生徒の安全を確保する必要があります。(1-4,8-3)

５）産業・雇用

(産業)

・全国でも有数の農産物の産地である旭市は、平時はもちろん、有事でも首都圏に向けた食料供給機能を維持しなければなりません。強靱な生産体制の確立はもとより、いかなる災害においても途切れることのない食料供給体制の強靱化に努める必要があります。また、大規模自然災害による全国的な食料不足に備え、首都圏の食料供給基地として強靱な農業生産基盤の整備を促進する必要があります。(5-1,5-3)

・産地における物流インフラの整備、物流コストの削減、遊休農地対策などを実施することで、産業全体の体質強化を図る必要があります。(5-3)

・風評被害対策として、正確なデータ収集と的確な情報管理を行い、農水産物等の検査体制を国県等と連携のもと

更に推進し、安全性を高め消費者の安心を担保するとともに、消費者への効率的な情報発信をシミュレーションしておく必要があります。(7-4)

・食の安全や食料自給率の問題など、消費者への情報提供や積極的な対話（リスクコミュニケーション）を行うことで、食に関する消費者と生産者の信頼関係を構築する必要があります。また、食の安全・安心を追及した農水産物生産体制の充実を図ることにより、産地ブランド力の向上を図る必要があります。(7-4)

・首都直下地震等、首都圏への食料・飲料水などの供給を想定し、災害協定の締結など、緊急時の食料供給体制を整備する必要があります。(5-3)

・大規模自然災害発生時にサプライチェーンを確保するためには、民間企業における事業継続計画（BCP）策定・活用の促進を図るため支援を行う必要があります。(5-1)

・避難所における大量かつ長期の避難者に対する食料を確保するため、市内の農業生産者組織や食料品スーパー等と協定を結ぶとともに、大規模集客施設や駅等に帰宅困難者が発生した場合は、適切な避難及び誘導が出来るように、商工会等と連携して一時滞在施設の確保について協定の締結などを推進する必要があります。(2-1,2-2)

・商工会等と連携して、企業、大規模商業施設に対し、来場者や従業員等を一定期間収容するための食料・飲料水及び生活必需品の備蓄や家族等を含めた安否確認の体制整備を要請する必要があります。(2-2)

（雇用）

・行政と建設業災害対策協力会において災害時応援協定を締結しているが、さらに建設業災害対策協力会内部の事業継続計画（BCP）の策定、道路啓開等の復旧・復興を担う人材等の育成を行う横断的な取り組みをする必要があります。(8-2)

・減少する建設業界の担い手確保対策や技能労働者の確保対策に早急に取り組む必要があります。(8-2)

６）協働・交流・行政機能

（協働・交流）

・被災の経験を風化させないため定期的な津波避難訓練や防災教育による防災意識の醸成を図る必要があります。また、自主防災組織の育成や消防団員の確保など、地域の連帯感やコミュニティの醸成を図り災害に強い地域づくりを行う必要があります。(1-2,7-1,8-3)

・国、県、市、地域住民、企業、施設管理者等が連携し、ハードとソフトを組み合わせた適正な対策をとる必要があります。(1-4,7-3)

・外国人への災害情報の伝達手段が十分に整備されていない状況であり、本市に住む多数の外国人や観光客の安全・安心を確保するため、外国人向け災害情報の伝達体制を整備・強化する必要があります。(1-5)

（行政機能）

・行政機関の機能不全は、事後すべての局面に対する回復速度に直接的に影響することから、いかなる大規模災害時においても必要な機能を維持する必要があります。特に市本庁舎については、老朽化と耐震不足が問題となっており、利用者の安全性の確保と災害対策機能の保全ため、早期の建て替えが必要です。(3-2)

・災害時に庁舎が被災したときにおいても、市の業務を遂行する上で重要な役割を担う情報システムの機能を維持するため、データセンターへのサーバーの移設などバックアップ機能の充実が必要です。また、IT 部門の事業継続計画（BCP）の策定など計画的に進める体制作りを推進する必要があります。(3-2)

・地域防災計画の見直しや事業継続計画（BCP）の策定を行うことにより、災害対策体制の機能強化を図る必要があります。(3-2)

・小中学校の耐震化率（94.5%（H26））、医療施設（85.6%（H26））、社会福祉施設（87.5%（H26））、社会体育施設（62.7%（H26））など、不特定多数が集まる施設の耐震化は進捗途上のものも多く、これらの施設は災害時における避難場所や災害対策の拠点施設として利用されることもあることから、耐震化の一層の推進を図る必要があります。(1-1)

・公共施設等総合管理計画を平成 28 年度までに策定し、全ての公共施設を総合的かつ計画的に管理することで、

老朽化した公共施設の安全性確保のため、適正な維持保全活動を実施していく必要があります。(1-1)

・危険区域にある公共施設については、施設を利用する市民や児童生徒の生命の保護のため、施設の移転や急傾斜地崩落防止施設等の整備などを検討する必要があります。(1-4)

・災害対応にあたる職員・施設の被災による行政機能の大幅な低下を回避するため、他の行政機関から応援職員の受け入れ態勢について、協定の締結など、予め用意・シミュレーションする必要があります。(8-2)

２．横断的施策分野

１）老朽化対策

・公共施設等総合管理計画を平成 28 年度までに策定し、全ての公共施設を総合的かつ計画的に管理することで、老朽化した公共施設の安全性確保のため、適正な維持保全活動を実施していく必要があります。(1-1)

・老朽化が著しい公営住宅についても、居住者の生命の安全を確保するため定期的な点検を行うとともに、長期的な視点に立った適正な管理や更新を行う必要があります。(1-1)

・上水道の耐震化率は 9.4%（H25）であり、引き続き耐震化を進めるとともに、旭市地域水道ビジョン（改定後）に基づき、適切な維持管理体制を確立する必要があります。(6-1)

・下水道施設の耐震対策については、定期的な点検や緊急時の点検を充実するとともに、下水道事業継続計画(BCP)策定により対応していく必要があります。(6-2)

・農業集落排水については、機能診断を速やかに実施するとともに、これに基づく老朽化対策、耐震化を着実に実施する必要があります。(6-2)

・道路等のインフラ長寿命計画の策定については、H23 に橋梁長寿命化計画を実施しました。今後は道路ストック総点検を実施するとともに、公共施設等総合管理計画の方針に基づいた長寿命化計画を策定し適切な管理を実施する必要があります。(6-3)

・河川管理施設については、長寿命化計画等に基づき老朽化対策や適正な維持管理を行う必要があります。(1-3)

２）少子高齢化対策

・学校施設の耐震化については、合併後からいち早く対策を講じており、H27 の飯岡中学校の完成をもって完了しますが、引き続きつり天井など非構造部材の耐震対策を実施する必要があります。(1-1)

・小中学校の耐震化率（94.5%（H26））、社会体育施設（62.7%（H26））など、不特定多数が集まる施設の耐震化は進捗途上のものも多く、これらの施設は災害時における避難場所や災害対策の拠点施設として利用されることもあることから、耐震化の一層の促進を図る必要があります。(1-1)

・危険区域にある公共施設については、施設を利用する市民や児童生徒の生命の保護のため、施設の移転や急傾斜地崩落防止施設等の整備などを検討する必要があります。(1-4)

・様々な関係機関が連携してハード対策の着実な推進とともに、ソフト対策として警戒避難体制の確立を図る必要があります。(1-4)

・災害時要援護者である高齢者、子ども及び障害者等への対策として、定期的な津波避難訓練や防災教育による防災意識の高揚を図ることが必要です。また、地域の連帯感やコミュニティの醸成を図るため、自主防災組織や消防団の育成・強化が必要です。(1-1,1-2,1-4,1-5,8-3)

・災害の発生に伴い、市民の安全を確保するとともに、被災者を一時収容するため、予め安全な場所や避難のための道路を確保しておく必要があります。そのため、避難場所として、指定緊急避難場所を確保し普段から住民に周知するとともに、高齢者、子ども及び障害者等の災害時要援護者への配慮を行う必要があります。(1-1,1-2,1-4)

・地域の強靭化に資する取り組みは、地域単位で子どもから高齢者までが参加できる取り組みを実施する必要があります。(8-3)

３）地域振興

・農業産出額が千葉県内第 1 位で全国でも有数の農産物の産地である旭市は、平時はもちろん、有事でも首都圏に向けた食料供給機能を維持しなければなりません。そのためには強靱な生産体制の確立はもとより、いかなる災害においても途切れることのない食料供給体制の強靱化に努める必要があります。(5-1,5-3)

・大規模自然災害後であっても経済活動に多大な影響を与えないためには、市と首都圏を結ぶ交通インフラを強化し、複数のルートを確保することにより物流の停止を防ぐ必要があります。(5-1,5-2,5-3)

・製品の供給体制の維持や、燃料・材料供給ルートの確保のため、道路の震災対策や緊急輸送道路の耐震化、洪水・土砂災害・津波・高潮対策を着実に推進する必要があります。(5-1,5-2)

・大規模自然災害発生時にサプライチェーンを確保するためには、民間企業における事業継続計画（BCP）策定・活用の促進を図るため支援を行う必要があります。(5-1)

・太陽光発電、燃料電池・蓄電池など代替電力の普及促進や、災害に強いインフラ整備として既存ガスパイプラインの利用検討など、生産停止に陥らない多様なエネルギー調達手段を確保する必要があります。(5-1)

（別紙３）　各プログラムの推進方針

1. 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

1-1　地震による建物倒壊や火災発生による多数の死傷者の発生

・住宅の耐震化を進める補助金の交付を行っているが、住宅所有者の耐震化への認識不足や経済的な負担から耐震化が進んでいない。住宅の倒壊による死傷者を出さないため、国庫補助などをより一層活用し、更なる住宅の耐震化率向上を図る。
・学校施設の耐震化については、つり天井など非構造部材の耐震対策を計画的に実施する。
・不特定多数が集まる公共施設について、耐震化の一層の推進を図る。
・公共施設等総合管理計画を平成 28 年度までに策定し、全ての公共施設を総合的かつ計画的に管理する。また、長期的な視点をもって更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行い、財政負担を軽減・平準化して公共施設の最適な配置に向けて取り組む。
・公営住宅について、居住者の生命の安全を確保するため定期的な点検を行うとともに、長期的な視点に立った適正な管理や更新を進める。
・大規模地震災害や火災から人命の保護を図るため常備消防の機能強化を図るとともに、平時から火災予防、被害軽減のための取り組みを推進し、広域的な連携体制を構築する。
・地震発生に伴い、避難場所として指定緊急避難場所、指定避難所を確保し普段から住民に周知するとともに、高齢者、子ども及び障害者等の災害時要援護者への配慮を行った避難所のあり方や対応について検討する。

1-2　広域にわたる大規模津波の発生及び河川等開口部からの津波流入による多数の死者の発生

・平成 24 年 1 月に策定した旭市復興計画等に基づき、平成 27 年度までを集中復興期間とし震災対策と災害に強いまちづくりを推進する。また、ハードとソフトを組み合わせた効果的な対策を講じる。
・東日本大震災における津波で特に被害が甚大であった河川開口部については、海岸堤防施設と切れ目の無い連続した防護対策を各施設管理者が連携して進める。
・津波ハザードマップ及び避難計画を活用した避難体制の確立と住民への周知徹底を図る。
・被災の経験を風化させないため定期的な津波避難訓練や防災教育による防災意識の醸成を図る。また、地域の連帯感やコミュニティの醸成を図るため、自主防災組織の育成を推進する。
・津波の発生時においては、市民の安全を確保するとともに、被災者を一時収容するため、予め安全な場所や避難のための道路を確保しておく。
・避難場所として、津波避難場所及び津波避難ビル等を確保し平時から住民に周知するとともに、高齢者、子ども及び障害者等の災害時要援護者への配慮を行う。また、避難誘導に役立つ各種標識、表示板等を計画的に設置する。
・海岸減災林の整備については、環境や景観への配慮を行うとともに、専門家や地域住民の意見を取り入れながら、地域の実情に応じた整備、維持管理を行う。

1-3　異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水

・排水施設整備については、コストの縮減を図りながら、投資効果の高い箇所を重点的・集中的に整備する。ま

た、排水系統を調査し道路計画や下水道計画などとの整合性を図りながら、市全域を対象とした総合的な排水施設整備計画を策定する。
・大雨による道路冠水の被害の多い、蛇園南地区の排水対策のため排水路を計画的に整備する。
・河川管理施設については、長寿命化計画等に基づき老朽化対策や適正な維持管理を行う。
・高潮等の異常水位による安全対策及び農地の浸水対策を講じる。
・土地利用と一体となった減災対策や、洪水時等の避難を円滑にする為の洪水・内水ハザードマップの作成などソフト対策を推進する。
・多様な整備手法の導入や既存施設の有効活用、危機管理体制の強化を推進する。

1-4　大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生

・土砂災害警戒区域の指定は、91 箇所の危険箇所に対して指定が 49 箇所となっており、未指定の区域について必要な調査を行うとともに、区域指定を推進する。
・土砂災害ハザードマップの作成や住民への周知徹底を図る。
・土砂災害に対する定期的な避難訓練や防災教育による防災意識の醸成を図る。また、地域の連帯感やコミュニティの醸成を図るため、自主防災組織の育成を推進する。
・危険箇所の日常点検を実施するとともに、国県の施策等の効果的な活用を図りながら、緊急性の高いものから急傾斜地崩壊防止施設等の整備を進める。
・危険区域にある公共施設については、施設を利用する市民や児童生徒の生命の保護のため、施設の移転や急傾斜地崩落防止施設等の整備などを検討する。
・様々な関係機関が連携してハード対策の着実な推進とともに、ソフト対策として警戒避難体制の確立を図る。
・土砂災害警戒区域ごとに、土砂災害に関する情報の収集及び伝達等土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制を定める。また、土砂災害警戒区域等の指定がされていない危険箇所についても、指定区域に準じた警戒避難体制を整備する。
・土砂災害の発生に伴い、市民の安全を確保するとともに、被災者を一時収容するため、予め安全な場所や避難のための道路を確保する。
・避難場所として、土砂災害指定緊急避難場所を確保し普段から住民に周知するとともに、高齢者、子ども及び障害者等の災害時要援護者への配慮を行う。
・避難誘導に役立つ各種標識、表示板等の設置を計画的に行う。

1-5　情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

・各情報伝達体制を検証しより効果的に見直すとともに、更なる着実な運用を推進する。
・伝達する情報をより効果的に運用するため、市内自主防災組織の育成、防災訓練及び防災教育を更に充実し、市民一人ひとりが正しい知識と行動力を身に付けることにより、地域全体の防災力向上を図る。
・外国人への災害情報の伝達手段が十分に整備されていない状況であり、本市に住む多数の外国人や観光客の安全・安心を確保するため、外国人向け災害情報の伝達体制を整備・強化する。
・災害時の避難勧告・指示など地域の安全・安心に関するきめ細かな情報の配信を簡素化・一括化し、地域住民に迅速かつ効率的に提供するなどの検討をする。

1-6　避難路における通行不能

・沿道・沿線の建物倒壊による被害、交通麻痺を回避する観点から、関係機関等が連携した取り組みを強化する。また、災害時における救助、救急活動等が十分になされるよう、被害による人材、資機材、通信基盤を含む行政機能の低下を回避する取り組みを進める。
・避難路周辺における住宅の耐震化については、住宅所有者の耐震化への認識不足や経済的な負担から耐震化が進んでいない。住宅の倒壊による死傷者を出さないためには、国庫補助などをより一層活用し、更なる住宅の耐震化率を上げる対策を推進する。
・津波被害の危険性が高い地域から、安全な高台や避難施設への避難を円滑に行うため、避難困難地域における避難道路の整備を早急に行う。
・土砂災害時の通行を確保するため、防災上重要な路線を重点的に拡幅整備するほか、定期的な点検を実施し、必要な補修を計画的に実施する。
・避難路における地震、津波、洪水、高潮等による浸水への対策を着実に推進するとともに、被害軽減に資する減災対策を推進する。
・建設業災害対策協力会との災害時応援協定など、平時から関係機関等との連携強化を進めることにより、被災時における迅速な道路復旧体制を確立する。

2.大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）

2-1　被災地域での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

・避難の長期化に備え、適切な備蓄管理体制を維持する。
・地域防災計画に基づき、物資供給をはじめ医療、救急、救援など災害時の応急対策に必要な各分野において、近隣市町村等や民間事業者等と災害時応援協定を結び、平時からの連携を強化する。また、被災者や避難者の食料確保のため、長期間における食料供給体制を確立する。
・燃料等の備蓄を行うとともに、ガソリン販売事業者等と連携を図る。
・市と首都圏を結ぶ交通インフラを強化し、複数の輸送ルートを確保することにより物流の停止を防ぎ、代替性を確保する。
・旭文化の杜公園は、近隣市町村の大規模災害時における救援物資輸送の中継地など広域防災拠点として、平時からの管理・活用を推進する。
・大規模自然災害時の水道断水に対応するため、広域的な応援体制を整備する。
・雨水の利用、防災井戸の設置、飲料水の備蓄など代替性の確保について検討する。

2-2　想定を超える大量かつ長期の避難者への水･食料等の供給不足

・避難の長期化に備え、適切な備蓄管理体制を維持する。
・避難所における大量かつ長期の避難者に対する食料確保に対応するため、市内の農業生産者組織や食料品スーパー等との協定の締結を推進する。
・大規模集客施設や駅等に帰宅困難者が発生した場合は、適切な避難及び誘導が出来るように、商工会等と連携して一時滞在施設の確保について協定の締結などを推進する。
・商工会等と連携して、企業、大規模商業施設に対し、来場者や従業員等を一定期間収容するための食料・飲料

水及び生活必需品の備蓄や家族等を含めた安否確認の体制整備を要請する。

2-3　旭中央病院の医療機能の麻痺

・診療圏人口 100 万人を擁する旭中央病院は、災害時における旭市の拠点病院であることはもちろん、広域災害時における千葉県基幹災害拠点病院として千葉県北東部及び茨城県南東部の重症患者に対し高度医療を提供していく。 また、平時においてもこの地域の医療の中心として広域的な医療圏を担い続けることが出来る体制作りを推進する。
・広域的かつ大規模な災害により、医療需要が医療供給を大きく上回る事態に対応するため、トリアージ→治療→SCU（域内搬送及び広域搬送）へと繋がる体制作りについて、関係機関との連携強化を図る。
・耐震化が未了の医療施設について、耐震化を着実に推進する。
・災害時の医療確保のため、関係機関間の情報共有化を図るとともに、平時から実災害を想定した災害対応訓練を関係行政機関や周辺医療機関との連携により実施する。
・大規模自然災害発生時において消防による現地活動と病院との連絡調整体制を確立することにより、被災地の現況把握やニーズを即時に集約し、適切な医療支援活動に結びつける調整機能の確立を図る。
・大規模自然災害に備え、旭中央病院来院者や入院患者及び医療提供を継続するための職員に対する緊急時の飲食料、非常電源用の燃料等の確保及び調達手段の確立を図る。
・大規模災害や多傷病者が発生した事故などに備え、災害急性期に活動できる機動性を持った医療支援を行うため、DMAT の充実・強化を図る。
・当地域における大規模災害時において、手術・入院・搬送待ちの患者待機場所への医療ガス設備設置を進める。
・情報システム機能維持及び医療情報データの消失を防ぐため、ネットワーク基幹幹線の二重化及びデータセンターへのバックアップ機能等の充実を図る。

2-4　被災地域における疫病・感染症等の大規模発生

・感染症の発生・まん延を防ぐため、平時から予防接種等、市民の健康管理を促進する。
・消毒、害虫駆除や、被災者の生活空間の衛生管理など、平時から感染防止処理体制の構築を図る。
・避難所でのノロウイルスやインフルエンザ等の流行に備え、施設の消毒、避難者の健康状態のチェック、手洗い、うがい、マスク着用の推奨など、対応体制を確立するとともに、平時から啓発や関係用品等の備蓄を進める。
・千葉県からの感染情報を基に必要に応じて市内関係機関へ情報提供を行うなど、関係行政機関や民間事業者等との協力体制を推進する。

3.大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する

3-1　信号機の全面停止等による重大交通事故の多発

・停電による信号機の機能停止を要因とする交通事故を防止するため、停電時においても信号機の機能復旧を可能とする可搬型発動発電機の整備を促進する。

3-2　市役所本庁舎の倒壊等による災害対策機能の停止、行政機能の大幅な低下
・行政機関の機能不全は、事後すべての局面に対する回復速度に直接的に影響することから、いかなる大規模災害時においても必要な機能を維持する体制を強化する。 ・市本庁舎については、老朽化と耐震不足が問題となっており、利用者の安全性確保と災害対策機能保全のため、早期の建て替えを行う。また、建て替えまでの期間の対応として、庁舎が機能不全に陥った場合の行政機能を維持するため、代替機能を構築する。 ・災害時に庁舎が被災したときにおいても、市の業務を遂行する上で重要な役割を担う情報システムの機能を維持するため、データセンターへのサーバーの移設などバックアップ機能の充実を図る。また、「IT 部門の事業継続計画（BCP)」の策定など計画的に進める体制作りを推進する。 ・地域防災計画の見直しや事業継続計画（BCP）の策定を行うことにより、災害対策体制の機能強化を図る。

４.大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する

4-1　電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止
・公共施設における電力の供給停止は、災害対策に対する直接的な影響や避難所運営に支障を来たすなど様々な影響が考えられることから、太陽光発電など代替電力の普及促進を図る。 ・電力供給停止に備え、自家発電装置など非常時バックアップ体制の整備を促進する。 ・企業や一般住宅においても、太陽光発電、住宅用燃料電池・蓄電池等の代替電力を普及促進する。

4-2　防災無線等情報伝達の中断等により災害情報が伝達できない事態
・災害時は迅速な対応が求められるため、東日本大震災後は情報伝達の重要性を再認識し、多様な情報伝達手段の構築を行った。今後も各情報伝達体制を検証しより効果的に見直すとともに、多様な情報通信機器を利用し、情報伝達体制の確立を図る。

５.大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない

5-1　サプライチェーンの寸断等による企業等の生産力低下による地域間競争力の低下
・農業産出額が千葉県内第１位で全国でも有数の農産物の産地である旭市は、平時はもちろん、有事でも首都圏に向けた食料供給機能を維持するため、強靭な生産体制の確立はもとより、いかなる災害においても途切れることのない食料供給体制の強靭化に努める。 ・大規模自然災害による全国的な食料不足に備え、強靭な農業生産基盤の整備を促進する。 ・大規模自然災害発生時にサプライチェーンを確保するため、民間企業における事業継続計画（BCP）策定・活用を促進する。 ・大規模自然災害後であっても経済活動に多大な影響を与えないため、市と首都圏を結ぶ交通インフラを強化し、複数ルートの確保を推進する。 ・製品の供給体制の維持や、燃料・材料供給ルートの確保のため、道路の震災対策や緊急輸送道路の耐震化、洪

水・土砂災害・津波・高潮対策を着実に推進する。
・太陽光発電、燃料電池・蓄電池など代替電力の普及促進や、災害に強いインフラ整備として既存ガスパイプラインの利用検討など、生産停止に陥らない多様なエネルギー調達手段の確保を図る。

5-2　主要幹線道路や鉄道が分断する等、基幹的交通ネットワークの機能停止

・大規模自然災害後であっても経済活動に多大な影響を与えないためには、市と首都圏を結ぶ交通インフラを強化し、複数ルートの確保を推進する。
・鉄道の分断についても、代替機能の確保について検討するとともに鉄道事業者やバス事業者など関係機関との連携強化を図る。
・基幹災害拠点病院である旭中央病院への緊急車両の通行及び物資搬入路の確保については、災害時に予想される渋滞等を考慮して、被害者の救援・救護活動や緊急物資の輸送に対応するため、警察など関係機関と連携を密にする。また、医療圏全体を考慮した緊急輸送ネットワークの整備に努める。
・幹線道路等の分断による影響は多岐に渡ることから、国県市の関係部署が連携し検討を進める。
・道路の震災対策や緊急輸送道路の耐震化、洪水・土砂災害・津波・高潮対策を着実に推進する。

5-3　食料等の安定供給の停滞

・農業産出額が千葉県内第 1 位で全国でも有数の農産物の産地である旭市は、平時はもちろん、有事でも首都圏に向けた食料供給機能を維持するため、強靭な生産体制の確立はもとより、いかなる災害においても途切れることのない食料供給体制の強靭化に努める。
・大規模自然災害後であっても食料の安定供給を維持するためには、市と首都圏を結ぶ交通インフラを強化し、複数ルートの確保を推進する。
・首都直下地震等、首都圏への食料・飲料水などの供給を想定し、災害協定の締結など、緊急時の食料供給体制の整備を促進する。
・大規模自然災害による全国的な食料不足に備え、首都圏の食料供給基地として良好な農地環境の保全、低コスト化に向けた整備、担い手の育成対策など、強靭な農業生産基盤の整備を促進する。
・平時の取り組みから産地における物流インフラの整備、物流コストの削減、遊休農地対策などを実施することで、産業全体の体質強化を図る。

6.大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

6-1　上水道等の長期間にわたる供給停止

・上水道の耐震化率は 9.4%（H25）であり、引き続き耐震化を進めるとともに、旭市水道ビジョンに基づき、関連する用水供給事業と連携を図りながら適切な維持管理体制の確立を図る。また、非常時に対応するための適切な配水池容量の確保を図る。
・大規模自然災害に対応するため、広域的な応援体制を整備するとともに、雨水の利用、防災井戸の設置、飲料水の備蓄など代替性の確保について検討する。

6-2　汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

・下水道施設の耐震対策として、定期的な点検や緊急時の点検を充実するとともに、下水道事業継続計画（BCP）策定により着実な管理体制の強化を図る。
・農業集落排水については、機能診断を速やかに実施するとともに、これに基づく老朽化対策、耐震化を着実に実施する。
・浄化槽については、老朽化した単独浄化槽から災害に強い合併浄化槽への転換を促進する。
・汚水処理施設の耐震化と併せ、代替性の確保、管理体制の強化、停電時など緊急時の運転体制の強化等を図る。

6-3　地域交通ネットワークが分断する事態

・大規模自然災害後であっても必要最低限の生活・経済活動を維持するためには、市と首都圏を結ぶ交通インフラを強化し、複数ルートの確保を図る。
・鉄道の分断についても、代替機能の確保について検討するとともに鉄道事業者やバス事業者など関係機関との連携強化を図る。
・基幹災害拠点病院である旭中央病院への緊急車両の通行及び物資搬入路の確保については、災害時に予想される渋滞等を考慮して、被害者の救援・救護活動や緊急物資の輸送に対応するため、警察など関係機関と連携を密にするとともに、医療圏全体を考慮した緊急輸送ネットワークの整備に努める。
・幹線道路等の分断による影響は多岐に渡ることから、国県市の関係部署が連携し検討を進める体制づくりを推進する。
・道路ストック総点検（幹線市道に設置されている大型標識･道路照明灯及び路面の性状調査を実施する）を実施するとともに、長寿命化計画を策定し適切な管理体制を強化する。
・道路の震災対策や緊急輸送道路の耐震化、洪水・土砂災害・津波・高潮対策を着実に推進する。

7.制御不能な二次災害を発生させない

7-1　市街地での大規模火災の発生

・常備消防の体制・装備資機材や訓練環境の更なる充実強化、整備を図るとともに、通信基盤及び施設の堅牢化、高度化を図る。
・消防団や自主防災組織の充実強化や研修・訓練等の充実を図るなど、ソフト対策を組み合わせ横断的な対応を推進する。
・地域の安全を確保する消防団が活動を継続していくため、消防団活動安全マニュアルを見直し・修正するなど消防団員に対する安全対策の徹底を図る。
・災害時の医療確保のため、平時から実災害を想定したＤＭＡＴの養成や訓練を近隣自治体や周辺医療機関との連携により実施する。

7-2　沿線･沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺

・避難路周辺における住宅について、国庫補助などをより一層活用し更なる住宅の耐震化率向上を図る。
・住宅が密集し、海水浴場などの集客施設に近い箇所については、津波浸水区域外の安全な地域まで確実に通行

できる避難道路を早急に整備する。
・建設業災害対策協力会との災害時応援協定など、平時から関係機関等との連携強化を進めることにより、被災時における迅速な道路復旧体制の確立を図る。
・避難計画を活用した避難体制の確立と住民への周知徹底を図る。

7-3　防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生

・人命に直接的な影響のある防災施設等については、定期的な点検を行うとともに、迅速に応急復旧ができる要員及び資機材の確保、防災施設管理計画に基づいた適切な維持管理を推進する。
・国、県、市、地域住民、企業、施設管理者等が連携し、ハードとソフトを組み合わせた適正な対策を推進する。

7-4　風評被害等による市内経済等への甚大な影響

・風評被害対策として、正確なデータ収集と的確な情報管理を行い、農水産物等の検査体制を国県等と連携のもと更に推進する。また、消費者への効率的な情報発信のシミュレーションを実施する。
・平時の取り組みとして、食の安全や食料自給率の問題など、消費者への情報提供や積極的な対話（リスクコミュニケーション）を行うことで、食に関する消費者と生産者の信頼関係の構築を図る。
・食の安全・安心を追及した農水産物生産体制の充実を図ることにより、産地ブランド力の向上を図る。

8.大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

8-1　大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

・災害廃棄物のストックヤードについては公共施設や市有地などを中心に、平時活用と災害時対応の両面を考慮し、予め選定・確保を進めていく。
・災害廃棄物の広域的な処理応援協定等を結ぶことにより、処理能力の確保を図る。
・災害廃棄物処理計画の策定、廃棄物輸送についての検討、実効性の向上に向けた教育訓練による人材の育成など、予め幅の広い対応を検討する。

8-2　道路啓開等の復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧･復興が大幅に遅れる事態

・行政と災害時応援協定を締結している建設業災害対策協力会において、さらに協力会内部の事業継続計画(BCP)の策定、道路啓開等の復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の育成を行う横断的な取り組みを推進する。
・災害対応にあたる職員・施設の被災による行政機能の大幅な低下を回避するため、他の行政機関から応援職員の受け入れ態勢について、協定の締結などを推進する。
・減少する建設業界の担い手確保対策や技能労働者の確保対策を推進する。

8-3　地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
・被災経験を風化させないため定期的な防災訓練の実施や防災教育の充実など、災害が起きたときの対応力向上のために必要なコミュニティ力強化を推進する。 ・自主防災組織の育成や消防団員の確保など、地域の連帯感やコミュニティの醸成を図り災害に強い地域づくりを推進する。 ・地域単位で子どもから高齢者までが参加できる取り組みを推進する。

8-4　広域地盤沈下、液状化等による広域･長期にわたる浸水被害の発生により復旧･復興が大幅に遅れる事態
・平時から基本的な地理空間情報システムを構築するとともに、千葉県が策定した液状化しやすさマップ等を活用した周知を図る。 ・地震、津波、洪水、高潮等による浸水への対策を着実に推進するとともに、被害軽減に資する減災対策を推進する。